

## 同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻 課程変更の趣旨及び課程変更を必要とする理由

### 1. 課程変更の趣旨及び必要性

#### 1.1 課程変更の趣旨及び必要性

今日の社会生活においては、生活の質(QOL)を充実させる「健康」の重要性と「スポーツ」の果たす役割が広く認知されるようになり、スポーツが本来含有している「楽しみ」を享受しつつ健康を維持増進させる効果を期待する機運の高まりには、目をみはるものがある。しかし、このような人々の健康とスポーツに対する関心と欲求の増大に比較し、健康やスポーツに関する正確な科学的知識や理解が普及しているとは言い難く、また、わが国の「健康づくり」や「生きがいづくり」に寄与すべきスポーツ・健康教育の制度やその社会的環境も欧米諸国と比較して十分には整備されていない。健康とスポーツの関係についての正しい知識や理解の啓発、普及、実践には、スポーツ健康科学の専門的知識と卓越した理論を修得した人材の養成に加えて、新しい枠組みの構築や深化した理論提示ができる人材も養成しなければならない。現代社会は、このような健康の増進やスポーツの社会的発展に寄与・貢献できる多様な人材を期待している。

こうした社会的要請に応えるべく、健康とスポーツ活動及びそれらを取りまく社会環境に関する知見と諸理論を包括した総合的応用科学であるスポーツ健康科学の体系的な教育と研究を展開し、健康の維持・増進とスポーツの発展に関わる多様な領域で社会に寄与・貢献し、活躍できる人材の養成を行う目的から、平成20年4月にスポーツ健康科学部を開設し、平成22年4月には、スポーツ健康科学の高度な専門的知識と理論を修得した専門的職業人や研究者の育成を目的として大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程を設置した。しかし、修士課程において展開する教育研究の深化と、研究者及び、超高度専門職業人の養成をさらに充実し、新しい枠組みの構築や深化した理論を提示できる人材の養成には、後期課程を有する博士課程において教育研究を展開し、既設の修士課程から課程名を変更する博士前期課程と博士後期課程双方の学術研究の高度化を一体化させた大学院運営を行うことが最も機能的であり望ましい。また、学内外の既設の研究科や学部から、新たな研究意欲を持つ学生を受け入れる研究環境を整備し、多種多様なレベルで展開されていた分野の研究を明確な目的意識のもとに集約することにより、社会人リカレント教育の充実も可能となる。このように本学部・研究科が、進展著しいスポーツ・健康科学分野に対する様々な社会的な要請に対応するためには、修士課程設置構想策定時から想定されていた通り、より高度な教育研究活動が展開できるよう、大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻を、後期課程を有する博士課程に課程変更することが必要である。

#### 1.2 教育研究上の理念と目的

##### ・研究科・専攻の理念

本研究科は、健康とスポーツ活動及びそれらを取り巻く社会環境に関する理論的・実践的諸問題を様々な視点から科学的に解明し、それらの諸問題の解決に寄与・貢献し、また新た

な当該研究分野を開拓し教授する。

スポーツは競技力向上の追求はもちろん、その語源が本来もつ、「楽しみ」を享受しつつ健康を維持増進させる効果を期待することをその目的とする。スポーツ健康科学の専門的知識と卓越した理論を修得した高度専門職業人と、人と社会に役立つ研究を念頭におきながら、健康とスポーツを取り巻く学際的、総合的な諸問題にアプローチできる研究能力を以て新たな学問分野を開拓・運用できる研究者を養成することで、スポーツを通じた「健康づくり」や「生きがいづくり」に寄与すべき、スポーツ・健康教育の制度やその社会的環境をより整備、発展させることが本研究科・専攻の理念である。

#### ・教育研究上の目的

博士後期課程においては、博士前期課程における遺伝子、細胞等のミクロレベルから集団レベルまでの様々な身体運動を巡る自然科学及び社会学的知見をより一層深化させた学術研究成果を発信し、健康とスポーツの学際的・包括的展開に貢献できる卓越した研究者並びに超高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。そのために、博士後期課程では、「遺伝子から個体、そして集団まで」の様々なレベルで起こるスポーツと健康や身体パフォーマンスとの関係を基軸として、予防医科学や身体能力・競技力の向上等に関わる諸テーマを、健常者はもちろん高齢者や障がい者を含む「あらゆる人」を対象とした教育研究を深化させる。

### 1.3 人材養成の指針

今回の課程変更に伴い、博士後期課程においては、以下の通り、人材養成の目的を定め学則に明記する。

「スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士後期課程は、専攻博士前期課程におけるスポーツ健康科学の専門性をより深化させ、その成果として、大学・研究所において広範囲な研究能力を発揮して新たな学問領域の開拓をする研究者や、医療・健康関連産業や地方自治体等において、学際的かつ高度な専門性を生かして活躍する超高度専門職業人となる人材の養成を目的とする。」

#### ・専攻が養成する人材像

本専攻博士前期課程では、コースワークと研究指導を通じて修得した能力を生かして、健康科学分野、トレーニング科学分野、スポーツ・マネジメント分野のいずれかの分野について、広範囲な研究能力の涵養と新たな学問領域の開拓が期待される卓越した研究者や、企業、地方自治体、教育機関等で活躍する高度専門職業人の養成を目的とする。

本博士後期課程では、博士前期課程の人材養成の指針を受け継ぎ、健康とスポーツに対する現代的関心と欲求の増大に応えて、各自の研究活動のみに専念することなく、隣接諸科学の先端的知見にも通じ、スポーツ健康科学の専門的知識を深化させ、その成果を的確かつ柔軟に応用できる能力を有する、社会に貢献できる自立した研究者及び、高度な専門知識と研究能力を備えた社会的に重要なポジションを受け持つことが可能な超高度専門職業人を養成する。

ここで言う「超高度専門職業人」とは、博士前期課程で獲得した研究能力及び高度専門職業能力を超えるため、専門性を単に深めるだけではなく、個々の研究領域で積み重ねられている事実を束ねることによって、横への拡がりをも持たせた研究成果を生かして、大学・研究所において広範囲な研究能力を発揮して新たな学問領域の開拓をする研究者や、医療・健康関連産業や地方自治体等において、学際的かつ高度な専門性を生かして活躍する高度専門職業人を指す。そのため、博士後期課程では、博士前期課程における教育課程を前提として、これに付加する教育課程を提供する形となる。具体的には、与えられた専門研究課題に関連する問題解決能力並びに研究遂行能力の涵養に加えて、研究課題探求能力、プレゼンテーション技法、ディスカッション能力の修得を重視する。これにより本専攻博士後期課程修了者は、高等教育機関、国立栄養研究所、国立スポーツ科学センター（JISS）等の高度な研究機関において、広範囲かつ深化した研究能力を有し、新たな学問領域の開拓が期待できる研究者や、欧米社会で一般的に見られるような、民間産業の中核的研究所、官公庁及び地方自治体等の政策立案等、行政に携わる中核的研究機関において、学際的かつ高度な専門性を生かして中心的な役割を担うPh.D.資格を有した超高度専門職業人となる。したがって、博士後期課程修了者の具体的な進路としては、主として大学・研究所等の高等教育研究機関の教育・研究者をはじめ、民間の医療・健康関連産業や自治体等における、より高度な専門知識が要求される研究員または職員等が考えられる。

#### ・本研究科博士課程修了後の進路

以上のような本専攻博士後期課程が養成しようとする人材の社会的ニーズを確認するために、課程修了者の進路となることが想定される医療機関、高度な研究所を持つ医薬品・食品・化学・精密機器関連企業、医療・福祉関連企業、スポーツ関連企業及び、メディア関連企業等の課長職以上の役職者で、採用人事担当経験のある人物を対象にアンケート調査を実施した〔資料1〕。

まず、「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士課程の修了生に魅力を感じますか」という問いに対しては、76.9%が、「魅力を感じる」と回答しており、「やや魅力を感じる」を合わせると92.3%という高い数字を示した。次に、「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士課程の修了生を採用したいと思いますか」という問いに対しては、回答者の50.0%が「採用の検討をしたい」とし、28.6%が「まあ採用を検討したい」としており、この2つの回答を合わせると、78.6%が採用意志を持つことが想像できた。また、現在の大学院生に対する企業側の採用意向に関しては、全ての企業が「大学生と大学院生に採用意向の違いはない」と答えたが、今後の状況として、35.7%の企業が「大学生に比べ、大学院生の採用は積極的である」と回答していることから、今後の大学院博士課程修了者に対する、社会的な期待を伺わせた。なおその理由として、調査対象機関が期待する人材として、「高度なスポーツに関連する知識と経験を活かして、その領域におけるデータ分析力を発揮できる人材」、「研究・仕事等の内容を論理的に整理し、他人との調整能力に富み、交渉等を円滑にできる人材」、「高度な専門的な知識を持ちつつ、そこに凝り固まらずに広い視野で柔軟に物事をとらえることができる人

材」等が挙げられていることがある。これは、本研究科が養成しようとする人材像と一致することから、各機関への就職は十分に可能であると考ええる。また、現在の社会的背景から、「今後、医療・健康関連の諸問題を解消するにつけても、予防医学、生涯スポーツの普及が非常に重要と考える。だが、現状では、まだスポーツというと競技スポーツのみが注目され、市民の健康づくりという観点からスポーツをとらえる考えは少ないように感じる。シニア世代のスポーツの需要は高まる一方、子どもの体力作りという点でもスポーツを科学する視点は非常に重要だと考える。」との指摘があり、この点からも本研究科の課程変更の趣旨に則った人材養成は、社会的ニーズに合致したものであると考えられ、本専攻博士後期課程修了者への社会の期待が高いことが確認できた。

#### ・本研究科博士課程への進学需要

本研究科では、入学者確保の見通しを立てるため、既設の本専攻修士課程在学者を対象に、本専攻博士後期課程に対する関心、進学意向等を調査した〔資料2〕。その結果、アンケート中の「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士後期課程に魅力を感じましたか」という問いに対しては、54.5%の学生が「魅力を感じる」、36.4%が「やや魅力を感じる」との回答を示した。「Ph.D.の取得」については、18.2%が「興味がある」、45.4%が「やや興味がある」とし、63.6%が学位取得に関心を示している。また、1年以内及び、3年以内、5年以内を含めて博士後期課程への進学を考えている者は、36.4%であったが、「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士後期課程に進学したいと思いますか」という問いに対しては、72.7%の学生が「進学してみたいと思う」「まあ進学してみたいと思う」と回答しており、博士後期課程への進学に関心を示す結果を示した。

#### ・本研究科博士後期課程の学生定員の妥当性

以上の結果から、今回のアンケート調査は、本研究科修士課程在学者に限定した調査ではあったが、本研究科博士後期課程への進学需要については、近畿圏の他大学大学院における同様の学位プログラムを有する研究科の存在を勘案しても、本専攻博士後期課程が設定する入学定員3名、収容定員9名の確保は十分可能であるとの結論に達した。本研究科博士課程の入学定員3名という数字は、他大学の研究科と比較して、入学定員としては非常に少ないと思われる。しかし、同志社大学、特に自然系・理数系及び文理融合型の研究科を置く京田辺キャンパスにおいては、入学定員を可能な限り縮小し、教育研究の質的確保と教育研究効果の推進に努めている。ちなみに、京田辺キャンパスにおける各研究科博士後期課程の平成24年度の入学定員は次の通りである。理工学研究科（平成24年度に工学研究科から名称変更予定）は5専攻で13名、文化情報学研究科は2名、生命医科学研究科は2専攻で14名、心理学研究科は4名となっている。このように教員に対する学生定員、すなわちS/T比を可能な限り少なくし、きめの細かい教育研究を実施しているところに同志社大学の特徴がある。そのため本研究科においても、同志社大学京田辺キャンパスの他研究科の教育研究方針に倣い、専任教員12名による質の高い教育・研究指導を、学生のニーズに応えながら展開する体制を整備する。

#### ・入学後の大学院生のキャリア形成支援

入学後の大学院生のキャリア形成支援については、同志社大学では、今出川・京田辺両校地にキャリアセンターを設置するとともに、東京オフィス、大阪サテライトオフィスにおいても就職サポートを行い、また独自の就職情報システムにより、求人・採用試験・説明会の情報や就職活動体験記情報、採用状況アンケート情報等を提供する等、学生に対し万全のキャリア支援体制を完備している。その結果、本学では、平成 22 年度就職希望者の約 96.6%の就職率を誇っている。また、本学には独自のポストドクトリアルフェロースhip制度が確立されており、希望者は、一定の基準と審査に合格した場合、継続して 3 年間の研究が可能な環境が整備されている。このような大学全体の研究体制に加えて、本研究科独自の産学官共同研究等を通じて、研究・教育機関並びに企業と連携を保つことにより、創造的な研究成果をあげ、我が国のスポーツ健康科学分野のさらなる高度化推進に寄与できる研究者と、習得した能力を運用し、社会の変化に富んだ課題に的確に対応できる高度専門職業人の進路を確保する体制を確立する。

以上のことから、本専攻の課程変更之际には、既設の本学大学院各研究科の就職状況の実績もふまえて、十分な就職の見通しが立つとともに、特に本研究科が取り扱う学問領域及び隣接領域に関連する業種に対して、その採用ニーズに十分に答えることが可能である。これらのことから、本専攻博士後期課程 3 名の入学定員は、学生確保の見通し、修了後の進路の見通しを勘案する上においても適正であり、今後長年にわたり学生を継続的に確保する見通しがあると判断した。

#### 2．課程変更の意義

平成 22 年に設置された修士課程により、既存のスポーツ健康科学部の教育に対して、極めて重要な教育効果が考えられる。学部学生が、大学院学生の研究に接し、彼らから刺激・助言を受けることは、学部学生の学びの意欲、動機付けに決定的な好影響をもたらす。そこで、修士課程の完成年度を待って、スポーツ健康科学部及び、スポーツ健康科学研究科の研究・教育体制のさらなる発展・充実を期する目的から、博士後期課程を設置する。

後期課程を有する博士課程への課程変更は、既存のスポーツ健康科学部及び、大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻博士前期課程における教育効果の向上という面においても、厚い研究者層に支えられた博士後期課程の存在意義は大きく、学部学生と大学院学生が同じ空間を共有して共同研究を行うことによる研究並びに教育効果は計り知れない。

#### 3．専攻の名称及び学位の名称

本研究科は、スポーツ健康科学に関する学問領域を広く研究・教育し、学際的な研究能力を涵養・啓発することを明確にする。その目的から、単一専攻とし、名称を「スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻」とする。

本専攻は、課程の変更即ち後期課程の設置を行うことから、修士課程を博士前期課程と改称するが、専攻名称は変更しない。

英文名称は次の通りとする。

専攻名 博士前期課程 Master 's Degree Program Health and Sports Science

博士後期課程 Doctor 's Degree Program Health and Sports Science

本専攻は、旧来の体育学または保健衛生学等を中心にしつつ、これに偏せず、生命・理工学分野並びに社会学系分野等もその教育研究上の視野に入れて、新たな学際的スポーツ健康科学の研究と教育を推進する。これによって、既存のスポーツ系大学院とは異なる、同志社大学独自のスポーツ健康科学に関する研究組織が創設されるものと確信する。

したがって、本専攻においては、学位名称を博士前期課程では「修士(スポーツ健康科学)」、博士後期課程では「博士(スポーツ健康科学)」とすることが相応しい。

英文名称は次の通りとする。

学位の名称 博士前期課程 Master of Health and Sports Science

博士後期課程 Doctor of Philosophy in Health and Sports Science

#### 4 . 教育課程の編成の考え方及び特色

一般に、身体運動に関わる自然科学を、その対象と方法論で分類すると、「身体適応科学」領域と「運動行動科学」領域に大別される。しかし、スポーツと健康増進のための社会的制度、インフラの拡充と発展を促進させる社会政策の立案・計画と実践に寄与できる人材の育成には、社会科学的知見と方法論への接続も欠くことができない。この点を重視して、既設のスポーツ健康科学部のカリキュラムは、「健康科学」「トレーニング科学」「スポーツ・マネジメント」の3分野の有機的連携を柱としており、本専攻博士前期課程でもこのコンセプトを継承する。そして、そのさらなる高度化を意図し、身体機能におけるミクロレベルに相当する遺伝子、細胞レベルの研究から、マクロレベルの器官、個体としての身体運動を介して環境、政策の研究を行う集団・社会とスポーツまでを相互に関連づける。博士後期課程では、博士前期課程の教育・研究の特色をさらに深化させ、スポーツ健康科学並びにその周辺に位置する基礎医学、理学、工学、さらには人文科学や社会科学等の分野までも見渡せる学際的、総合的な卓越した研究能力を涵養・啓発することを基本指針とし、個々の学問領域が互いに協調することで研究展開の幅を持たせ、一方で、専門領域に深化した学生を教育・養成する教育課程を編成する。すなわち、博士後期課程においては、身体の構造や機能に関する医・科学的理解を基礎にして、健康の維持、増進のための理論と知識及び制度を対象とする「健康科学」的アプローチと、生理学・神経生理学等のミクロレベルからヒトの運動制御、運動行動及び心理学といったマクロなレベルまでを対象とした「トレーニング科学」的アプローチ及び、一般人のみならず高齢者や障がい者のスポーツの適正なあり方や健康・福祉行政をも包括した地域社会におけるスポーツ振興政策等の環境整備、またビジネスとしてのスポーツの運営・経営策等、いわゆる「スポーツ・マネジメント」的アプローチを融合させた新たな科目を講義科目として配置し、高度な学際的知識の吸収を計る。また、体系的に編成された講義科目を基礎にした研究指導科目において、各自の研究プログラムを確立し、より専門的に特化した超高度な研究・教育と実践を行うことに特色がある。このように博士後期課程の基礎となるコースワークと研究指導科目を連

携わせることにより、高等教育・研究機関において、各自の専門領域のみに固執することなく、スポーツ健康科学全般に広い視野と広範囲な研究能力を発揮して、新たな学問領域の開拓をする研究者や、医療・健康関連産業や地方自治体等において、博士前期課程で獲得した高度専門職業能力を超える学際的かつ高度な専門性を生かして活躍する超高度専門職業人の育成を目指す。

本専攻博士後期課程は、以上のような考え方を踏まえた教育課程を編成し、スポーツを取り巻く健康・競技力・社会構造の諸要因を関連づけ、従来体育学が培ってきた方法論と隣接科学の知見・方法論を組み合わせることで、双方向のダイナミズムを持たせることにより、スポーツ健康科学のさらなる深化を図る。

#### ・教育課程の特色

本専攻博士後期課程においては、各自の専門分野に特化した文献研究によって得た事象を、実験・実習によって具現化することにより高度な専門的知識を修得し、さらに学生自身が自らの研究に関する問題点を発見し、研究を深化させながら問題を解決する能力を養うために、指導教員の指示により、研究指導科目である「スポーツ健康科学特殊研究」を履修する。また、幅広い視野に立つ研究者及び、超高度専門職業人としての素養を養う講義科目である「深論」の中から合計4単位以上を履修する。「深論」は、博士前期課程の「健康科学」「トレーニング科学」「スポーツ・マネジメント」の3分野の縦の深化と横への拡がりを持たせるために、「健康科学」「トレーニング科学」及び、「スポーツ・マネジメント」の関連する領域を学際的に融合させた講義科目である。この「深論」を履修することで、学際学問であるスポーツ健康科学の各論に有機的連携をもたせ、高度な学際的知識の吸収が図れる。博士後期課程においては、博士前期課程の研究課題をさらに深化させることに加えて、複眼的な思考を涵養する目的から、各講義科目に「深論」という名称を付帯し、3分野の縦の深化と横への拡がりを持たせることにより、博士前期課程の科目群との知識の「量」と「深さ」の差を強調する。この「深論」という名称は、生命医科学研究科をはじめ同志社大学の他研究科において既に使用されており、同志社大学内の高度に深化した講義の名称として用いられていることから、本博士後期課程においても使用する。「深論」は、また、博士前期課程での教育をより高度化するとともに、「特殊研究」のための基礎的な方法論的側面を持った科目群である。本専攻博士後期課程の「深論」は、専門領域が類似または近縁する複数の教員による1つの主題に関わるオムニバス形式の講義科目であり、以下の4科目を設置する。

「身体適応科学深論」は、スポーツ生化学、スポーツ栄養学及び、運動処方分野を融合し、細胞内情報伝達系、脂肪組織や骨格筋等の組織機能等の身体運動に対する適応機構について、細胞から身体全体のホメオスタシスまでを視野に入れ、運動や栄養及びストレスに対する身体の適応構造、分子・細胞レベルから生体全体のエネルギー代謝調節機構及び、環境適応と各年代における健康運動の意義等に至るまでを俯瞰できる新規視点を提供する講義科目である。

「スポーツ医科学深論」は、スポーツ医学の最新の知見をもとに、運動器の機能解剖と運動学の視点から、各種スポーツにおける特徴的な身体動作によって生じるスポーツ傷害を理論的

に学習する。さらに、バイオメカニクス的な身体運動分析の知見をスポーツ運動学・技術論的な観点から実際のパフォーマンスに展開応用することによって、スポーツ傷害の予防や健康とスポーツの新たな関わりを学習する講義科目である。

「トレーニング生理科学深論」は、種々の環境ストレスに対する生理的な適応機序について論じ、次いで運動・スポーツにおける環境情報入力からスキルや行動として出力に至る神経心理的機序及び、測定評価論・方法論観の点から、トップ・アスリートを対象にした、競技現場という環境を考慮したトレーニング理論へ展開させながら、正確で効果的な競技力向上方策と生涯スポーツの実践法の新たな視点について検討を加える講義科目である。

「健康社会科学深論」は、健康指標等の統計資料や疫学研究等の最先端の科学的エビデンスを基に、傷病者の実態や発生のリスク要因、現代社会における先端的保健政策等について概説し、次いで障がい者によるアダプテッド・スポーツを含んだ健康体力づくりやスポーツプロモーションを社会科学的視点から進展させるための施策について最新の実例を紹介する。また、ヒトのスポーツ・健康需要を喚起するスポーツ・健康プロモーション施策として、官公庁や地域行政等で新規展開されている、スポーツ・ツーリズムをめぐる社会現象を取り上げ、その背景にあるスポーツ消費者行動のメカニズムを先端的な行動科学理論および方法論から解明し、ヒトのライフスタイルや生活の質（QOL）を向上させるための新たな実践的施策を提示する講義科目である。

本研究科において、「身体適応科学深論」、「スポーツ医科学深論」、「トレーニング生理科学深論」とともに「健康社会科学深論」を講義科目としてカリキュラム上に設置する目的は、スポーツ健康科学分野の研究者が、単に研究室レベルの小さな範囲でのみ研究活動を行うのではなく、研究者自らが各自の専門研究分野と実社会との接点を見だし、社会に貢献できる素養も修得する重要性をこの講義から認識してもらうことにある。さらにこの科目設置の意義は、スポーツ・マネジメント的アプローチによる研究を試みる大学院生にとっても、健康科学系、トレーニング科学系領域の専門的理論を修得することは、スポーツ・マネジメント系研究を充実させることに繋がる。このように研究科に所属する12名の全教員による「深論」の展開は、スポーツ健康科学全般の高度な知識の習得を促進し、各自の特殊研究における専門分野の学問的追求をより高度に実現できる。

以上の博士後期課程の基礎となる講義を履修することにより、博士前期課程で修得した各論の知見を、単に深めるだけでなく、個々の研究領域で積み重ねられている事実を束ねることによって類似あるいは近縁の専門分野が融合されて学際性が高まり、「深論」の履修を通じて複眼的な思考に基づく学際的な研究テーマと「超高度な専門知識」が修得される。その結果、博士前期課程で獲得した高度専門職業人としての能力を一段と飛躍させ、幅広い視野に立つ研究者・超高度専門職業人としての素養が養われる。ここで言う、「超高度な専門知識」とは、健康・予防医科学とスポーツ・身体活動に関連する知識の豊富な「量」と「深さ」を意味する。

さらに、「特殊研究」においては、各自の研究テーマに特化した文献研究によって得た事象から独創的なアイデアを発掘し、それを実験・実習によって具現化し実証することで、研究テーマに関連する最新の実験技術の運用能力と、得られたデータの分析能力をも涵養し、各自の



課題解決能力と新たな課題を発見する力を養う。また、スポーツ種目等の研究の継続によって修得した技術の運用能力もこれに属する。その結果、「深論」による類似あるいは近縁の専門分野の融合による学際性の昇華と相まって、博士前期課程に比較して、より「超高度な専門知識」が修得されることになる。

特に博士後期課程では、国際社会において活躍できる研究者並びに超高度専門職業人の養成を目指していることから、課程の修了要件とはしていないものの、研究指導の中で、本専攻が開催する研究セミナーに参加した国内外の研究者や活躍中の若手研究者との意見交換や共同研究を経験する機会を持つとともに、国際学会における研究成果の発表や、多数存在する Sports and Recreation に関する査読付きの欧文国際誌への発表を義務づけて、各自の研究課題の到達度について国際的視野から研究の深化を追求する。このような国際学会での成果発表及び欧文国際誌への投稿は、各自の語学力を向上せしめ、最終的に、博士学位取得に資する国際感覚を身に付けさせることとなる。

博士後期課程の教育・研究の成果として、大学・研究所において広範囲な研究能力を発揮して新たな学問領域の開拓をする研究者としての素養だけでなく、医療・健康関連産業や地方自治体等において、学際的かつ高度な専門性を生かして活躍する超高度専門職業人としての素養が養われる。本専攻博士後期課程では、学生自らが、各自の専門研究分野と実社会との接点を見だし、社会に貢献できる素養を修得する重要性を認識すると同時に、最新の学術的研究成果を社会にアウトプットできるようになることを達成目標とする。

本専攻博士後期課程は、以上のような考え方を踏まえた教育課程を編成し、スポーツを取り巻く健康・競技力・社会構造の諸要因を関連づけ、従来体育学が培ってきた方法論と隣接科学の知見・方法論を組み合わせることで、双方向のダイナミズムを持たせることにより、スポーツ健康科学のさらなる深化を図っている。なお、博士後期課程の教育課程においては、本専攻博士前期課程における学修を前提とし、複数の分野を統合的に見渡せる能力を育成することに重点を置いているため、本専攻博士前期課程を経ずに入学した者に対しては、博士後期課程の科目履修と並行して博士前期課程設置科目の履修を推奨する。

#### ・教育課程の概要（各専門分野とそれらの相互関係）

本専攻の設置科目一覧は、「教育課程等の概要」に示す。また、学部と博士前期課程及び後期課程の相関図を〔資料3〕に示す。本専攻博士後期課程では、各自の研究領域を明確化することで博士前期課程の教育・研究を超高度に発展・深化させる。

#### ・教育課程の編成

博士後期課程では、個々の学生における研究課題の系統的な深化を保証するために、研究指導科目「特殊研究」を設け、在籍期間中6セメスター連続して履修する。また、近縁の研究領域を融合させた研究科目「深論」を配置する。当然のことながら、「特殊研究」と「深論」は連動しており、本専攻では、「深論」を1～3年次に配置するが、ほとんどの学生に対し、後期課程1、2年次に「特殊研究」の基礎科目として「深論」を履修することを推奨する。

さらに、幅広い関連分野に関する基礎的な素養の涵養に配慮し、指導教員の指導・認可のもと、他研究科との研究協力を積極的に推奨し、研究のさらなる深化を求める。このように、教育課程編成の基本方針の要諦は、多様な問題関心とキャリア形成志向を持つ学生を受け入れ、それぞれの研究課題を一貫して系統的に深化させるよう指導するとともに、スポーツ健康科学内外の他領域に関する知見・理論を統合的に習得させることにある。

上記の基本方針に則り、この履修を通して、学生は研究課題の立案、問題の所在の探求、研究方法、発表等に関する系統的で具体的な指導を受けることができる。他方、総合応用科学たるスポーツ健康科学の学際性、総合性を考慮するならば、学生は自らの特定課題の殻に閉じこもることなく、広汎なスポーツ健康科学内の関連諸領域の問題の所在と高度な知見を修得する必要がある。それを保証するために、「深論」での理論・知識の習得と「特殊研究」における理論・知識の確証・体得との相互媒介的な教授を行う。このように、〈理論〉と〈実践〉の相互媒介的学修を基礎に、特定の研究課題の系統的な深化と、スポーツ・健康に関する幅広い視野と知識との両立を確立し、他研究科との積極的な研究交流によってさらなる深化を図る。

#### 5．教員組織の編成

本専攻博士後期課程では、多様な領域を専門とする多数の専任教員が共同で科目を担当し、実績と経験に裏打ちされた教育・研究環境を実現させて学生の複眼的思考を涵養させる。一方、「特殊研究」による研究指導は、主たる指導教員を中心に行い深化させるが、これに加え、必要に応じて当該研究分野を専攻する他の教員（他研究科も含む）とも連携し、学生に対して異なった視点からの研究指導も行える編成とする。さらに、本研究科発展のために、学校法人同志社の就業規則第10条で規定されている専任教員の定年の65歳についても、同志社就業規則附則第1項の「第10条の本文については、（当分の間）大学院に係る教授にして本法人が必要と認めたものに限りこれを適用しない」を準用する等、この環境を整備・確立・継承するための最大限の努力を行う。〔資料4〕

博士後期課程は、博士前期課程で展開する「健康科学分野」「トレーニング科学分野」「スポーツ・マネジメント分野」を集約し、高度なスポーツ健康科学研究を展開する目的から、3分野を統合し教育・研究を展開する。そのために、「健康科学分野」からは、基礎医学、栄養学、健康教育、保健関連科目等の専門教員、「トレーニング科学分野」からは、運動生理学、スポーツ心理学及びスポーツ運動学等の専門教員やトレーニング、コーチング等の実践的研究者、「スポーツ・マネジメント分野」からは、スポーツ振興政策やアダプテッド・スポーツの専門家を配置し、多様な領域を専門とする多数の専任教員により、スポーツと健康に関する充実した教育・研究環境を実現する。博士後期課程教員の任用にあたっては、各領域とも、当該分野における博士号またはそれに準じる資格を有する者を研究指導教員として配置する。また、それぞれの専門研究領域で優秀な業績をあげている若手教員やベテラン教員もできるだけ多く任用する。このことにより、バランスのとれた教員の年齢構成となり、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化が期待できる。

なお、一部の教員は、研究室のある京田辺校地より公共交通機関で1時間程度離れた今出川

校地または新町校地に講義あるいは学内の各種会議に出向くが、その頻度は週 1 日または 2 日で、学生への指導に不具合が生じることはない。

## 6 . 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 6 . 1 基本指針

本専攻博士後期課程では、次代のスポーツ健康科学分野の中核的な研究者や超高度専門職業人としての使命感を学生に認識させることを研究指導の基本とする。そのため、研究指導においては、専門的な知見を涵養するのみならず、関連する幅広い学問分野に対しても視野を広げ、各自の研究課題の社会性についても意識し、研究に取り組むように指導する。さらに、学生自身の自立した学習計画に供するために、各科目ともその講義概要に加えて授業計画(シラバス)を明示する。

また、各自の研究課題に関連する新たな発展課題の発掘・選定についても強く意識させ、これを通じて独創性と社会性を両輪に展開できる研究者として自立できるための指導を行う。これらを複数教員による研究指導体制の強化と、緻密な研究教育を行うことにより達成する。さらに、より普遍的な立場で各自の研究課題の到達度を把握するため、同時に英語を中心とした語学の修得を立証するために、国際会議における成果公表を積極的に行わせる。

### 6 . 2 修了要件

本専攻博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に 3 年以上在学し、以下の(1)~(4)の要件を満たすこととする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、同志社大学大学院学則第 7 条の規定により、3 年未満の在学であっても修了できる。

- (1) 演習科目「スポーツ健康科学特殊研究 ~」を履修していること
- (2) 専攻に設置されている各「深論」から合計 4 単位以上を履修していること。
- (3) 博士論文を提出し最終試験に合格すること。
- (4) 研究に必要な 1ヶ国以上の外国語によく通じていること。

上記の「優れた研究業績」とは、本博士後期課程入学後学位論文提出までに、国内外の著名な学術誌に 2 編以上の研究論文公表するとともに、国際学会における発表を 1 件以上行うことを条件とする。なお、研究科内の教育研究活動においても、履修科目の GPA が 4.0 以上の優秀な成績を残すとは当然とし、国際学会での発表により英語力の習熟の高さが確保されたものと判断する。

### 6 . 3 履修モデル

研究科全体として、スポーツ健康科学に対する総合的な理解を深めることを基本とする。

博士後期課程では、「特殊研究」は各個人の研究テーマを首尾一貫して掘り下げ、テーマに関する知見と理論を系統的に学べるように各指導教員のもとで履修する研究指導科目で、在籍期間中連続して履修すること(12 単位)を必須とする。また、講義科目としての「深論」は、類似または近縁の研究領域を融合させた研究科目で合計 4 単位以上の履修を必須とし、スポー

ツと健康に関する広い視野と統合的な問題把握能力の修得を期待する。

また、「研究計画・執筆計画発表会」「中間発表会」「全体討論会」等の研究発表会を定期的  
に開催し、研究室の枠組みを超えた教員と学生の学術的交流を図り、自己の専門以外の知識や  
技術の修得を通じて専門以外の領域に興味を持たせるとともに、自己の研究内容を専門外の人  
間にも正確に伝え、理解させる説明能力と質問への適正かつ確実な応答能力を身に付けさせ、  
共同研究の進め方や論理的なプレゼンテーション能力を実践的に教育する。さらに、語学力の  
向上と国際性を身に付けさせるために、海外から研究者を召喚し、意見交換及び共同研究の機  
会を与えるとともに、これらを通じて国際学会での発表を積極的に奨励する。

本専攻博士後期課程の標準的な履修モデルを〔資料5〕に示す。

博士論文の指導は、本研究科指導教員1名と副指導教員1名の研究指導者を配置し、研究課  
題に対する適切な指導が行われるように十分に配慮する。また講義科目であり「特殊研究」の  
基礎となる「深論」を履修することによって、研究活動をより効率的に、また学問的にも高い  
水準を維持した研究が展開できる。

博士後期課程の履修モデルは、いずれかの研究指導教員が担当する「スポーツ健康科学特  
殊研究 ～ 」を履修することにより、高度なスポーツ健康科学研究の指導が可能となる。ま  
た、各自の研究体制の基礎作りと研究に対する視野を広める目的から、1年次から「深論」の  
履修を義務づける。「スポーツ健康科学特殊研究」は1年次から3年次まで一貫して同じ指導  
教員による研究指導が行われ、これによって博士論文の作成のための指導も行われる。また、  
その中で外部機関と連携した研究を推奨し、その研究成果を博士論文の一部として組み入れる  
ことを求める。例えば、健康科学系を主に研究対象とし、今後、大学等の研究機関及び、医科  
学系企業の中核研究所を目指す学生は、健康科学分野を研究テーマとするスポーツ健康科学特  
殊研究 ～ を3年間にわたり履修すると共に、それらの研究の基礎となる、スポーツ医科学  
深論、身体適応科学深論を1・2年次に履修することにより、当該研究分野の基礎を固める。  
また、トレーニング科学系分野を主たる研究対象としている学生は、当該分野を研究テーマと  
するスポーツ健康科学特殊研究 ～ と共に、トレーニング生理科学深論及び、自身の研究が  
よりトレーニング科学に密着するものであれば、身体適応科学深論を履修することにより、今  
後の研究内容の基礎とする。スポーツ・マネジメント分野、すなわち健康社会科学分野を主た  
る専攻とする学生であれば、当該分野を研究テーマとするスポーツ健康科学特殊研究 ～ に  
加え、健康社会科学深論をベースに、各自の研究に応じて、トレーニング科学的側面から社会  
科学を研究する場合は、トレーニング生理科学深論の履修により各自の研究基礎を確保する。  
以上のような履修モデルにおいて、柔軟性のある履修体系により、高度な研究者養成を主眼とし  
ながらも、一般企業の中核的研究所における中心的な存在となる超高度専門職業人を養成する  
ことが可能となり、実社会におけるスポーツと健康に関連した諸問題の研究を行うことが可能  
となる。

このように本専攻は、スポーツ医学からスポーツ政策まで、極めて幅の広い専門領域を包  
含し、多種多様なテーマを研究する学生を指導することになる。しかし、専攻教員による協同  
的・組織的指導の目的意識的な努力を欠くならば、研究指導が指導担当教員と学生との個別的

関係に依拠する危険性を誘発しかねない。このような事態を防ぐ意味においても、研究科全体として、第1 Semester終了時に「研究計画発表会」、第3 Semester終了時に「中間報告会」を開催することにより、学生の研究の進捗状況を研究科構成員全体で把握し、指導関係が徒弟的關係に陥らないように留意し、協同的・組織的指導に努める。また、1年次、2年次の終了時すなわち、第2 Semesterと第4 Semester終了時に、研究科全体で「研究進捗状況」の確認を研究科委員会等で実施する。特に、第2 Semester終了時に行われる「研究進捗状況」の確認の際には、査読付き英文ジャーナル及び国際学会での発表準備の進捗状況を確認する。その後、第4 Semesterの12月頃には、査読付き英文ジャーナルに論文を発表させ、第5 Semesterには、国際学会で研究成果を発表させる。このようなステップを踏ませた上で、3年次の第5 Semester終了時の博士論文作成の最終段階において、「全体討論会」を行い、よりスムーズな博士論文の提出を促すこととする。上述したように、これらの発表会を実施することで、学生は各専門分野の枠組みを超えた様々な意見交換から各自の専門領域の深化を図ることができる。〔資料6〕

#### 6.4 学位論文の審査・公表方法

博士後期課程においては、主査と複数名の副査による査読、並びに公聴会における質疑を通じてその内容を審査する。博士学位論文の提出要件として、当該研究分野の査読付国際学会誌に1件以上の研究論文公表に加えて、国際学会における発表1件以上を求める。当然のことではあるが、これらの研究論文は全て、学生本人が第一著者であることとする。以上の条件を満たすとともに、年2回開催する研究発表会において研究発表を行い、研究能力のみならず、日本語及び英語論文執筆能力、日本語及び英語プレゼンテーション能力、ディスカッション能力、問題発見・解決能力の審査を博士後期課程教員が行う。この研究発表会はスポーツ健康科学研究科の教員全員と、後期課程学生全員の出席のもとに行い、審査の公平性を保証する。このようにして提出された博士学位論文は、研究科委員会で決定された主査1名と副査2名による査読と公開の口頭試問により、学生自身のスポーツ健康科学の主題領域の知識の深さ、研究成果が今後の研究領域に与える貢献度及び、英語を中心とした研究に必要なと考えられる語学力の厳格な審査により、授与する学位の質を保証する。また、本研究科では、博士学位論文審査の公平性を確保する観点から、審査を受ける学生の指導教員は当該博士学位論文審査の主査には任命せず、当該教員が論文審査員になる場合は、副査として審査にあたる。なお、本学では学術リポジトリを構築し、研究成果等の学術コンテンツの積極的な公開を行っている。論文要旨・論文審査要旨等は、全て大学ホームページで公開し、論文の全文は本人の申請に基づき本学ホームページで公開も可能とする。また、学位論文に関連する研究成果は各課題に関連する学術雑誌等に公表しその成果の社会還元を図る。

#### 6.5 研究の倫理審査体制

本学では、〔資料7〕に示す通り、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準を「同志社大学研究倫

理規準」として定めている。

これに基づき、同志社大学研究倫理委員会規程〔資料8〕を制定し、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社大学研究倫理委員会を設置して、厳格な研究の倫理審査体制を確立している。さらに、〔資料9〕に示す「同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準」に従って、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行する。

## 7. 施設・設備整備計画

### 7.1 基本指針

本研究科において、機能的な教育・研究が実践されるためにはインフラとしての施設・設備が十分に整備されている必要がある。また、基盤の整備においては、その効率的な運用を図ると同時に研究領域の将来進展も見通した計画も必要となる。このため、本研究科の設置理念である「スポーツ健康科学に関連する基礎学問領域に対するより深い知識と、実験・実習より得られた新規知見の獲得による、多様化し高度化しつつあるスポーツ健康科学に関する諸問題の解明」を展開し、「スポーツと健康増進のための社会的制度、インフラの拡充と発展を促進させる社会政策の立案・計画と実践に寄与できる人材の育成」の目的に資することを整備計画の基本指針として、博士課程完成年度以降も、現有施設に加えて新たな施設・設備を充実させる。具体的には、以下に記述する整備を計画している。

### 7.2 校地、校舎等の整備計画

本研究科は、総面積79万 $\text{m}^2$ の広大な京田辺校地に設置されている。京田辺校地には、理工学研究科(平成24年度に工学研究科から名称変更予定)、生命医科学研究科、文化情報学研究科及び心理科学研究科が設置され、これらの研究科との連携を密に図りながら教育研究が推進できる。この校地内に、スポーツ健康科学部とスポーツ健康科学研究科が使用する磐上館があり、課程変更後の本専攻の教育・研究も、そこに備えられた各種施設・設備を使用して行う。

磐上館は、延床面積約4,200 $\text{m}^2$ 、鉄筋コンクリート造、地上3階の教育研究棟である。平面図については〔資料10〕に示す。磐上館内には、小・中実験室(48.5~70 $\text{m}^2$ )が配置され、スポーツ医学、スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ心理学、スポーツ・バイオメカニクス、スポーツ栄養学、スポーツ測定評価論、スポーツ運動・技術論等の実験・実習に必要な、超小型医用サーモグラフィー、肺機能測定装置、多目的大型トレッドミル、リアルタイムPCR、眼球運動計測装置、体組成計、超音波骨密度計、多チャンネル脳波計及び光学式モーションキャプチャ等の機器が備え付けられている。運動生理学実験室には、我が国初の温度可変式ヒューマン・カロリーメーターが設置されており、以上のような機器・装置を使用して、実験・実習を伴う授業とともに研究が行われる。また、1階バイオメカニクス実験室の隣に、各分野共通のシールドルーム(52 $\text{m}^2$ )が設置されている。ここでは筋電図計測等の外部電波を遮断した各種実験・測定が実施される。これに加え、スポーツ・マネジメント系の研究分野に対応して実習室(64.8 $\text{m}^2$ 1室、49.8 $\text{m}^2$ 1室、40.3 $\text{m}^2$ 1室)が用意されている。さらに、健康科学系の教員の

研究については、上記の機器・装置を利用するほかに、生命医科学研究科に設置されている機器・装置の共同利用も行っている。このように、現時点において、すでに博士課程における研究用実験機器は十分に整備されている。また、当該学問領域の進展に応じて、新たな課題解決に必要な実験機器の整備が生じた時のための準備体制も整っている。

これらの施設を研究目的に応じて使い分けることによって、機能的な教育・研究の実践を行う環境を整備する。また、博士前期課程学生用として、合計約 30 名が収容できる 65.3 m<sup>2</sup>と 25.4 m<sup>2</sup>の大学院生共同研究室を 2 室設け、自習机、パソコン、書架等を配置して、学生の自主自立研究環境も整備している。なお、教員研究室(19.2~21.9 m<sup>2</sup>)24 室、多目的実習室(353 m<sup>2</sup>) 1 室、演習室(34.7 m<sup>2</sup>~36.4 m<sup>2</sup>)10 室のほか、共同利用室(18.9 m<sup>2</sup>~21.4 m<sup>2</sup>) 3 室、情報処理室(35.1 m<sup>2</sup>)、書庫・閲覧室(81.2 m<sup>2</sup>)及び書庫 2 室(58.5 m<sup>2</sup>、19.5 m<sup>2</sup>)、会議室(81.2 m<sup>2</sup>)、事務室(80.2 m<sup>2</sup>)、講師控室(58.2 m<sup>2</sup>)等、学生専用エリアとして PC コーナー(61.1 m<sup>2</sup>)、ラーニングテリア(61.1 m<sup>2</sup>)、学生ラウンジ(35.1 m<sup>2</sup>)等の施設については、同じ建物内に設置されているスポーツ健康科学部施設と共用する。この中の磐上館 3 階にある多目的実習室(353 m<sup>2</sup>)については、研究科開設後、各種セミナーや研究会及び関連学会等の会場として、また、2 階にある共同研究室(40.3 m<sup>2</sup>)も小規模の研究会やセミナー等に使用することにより、大学院学生の教育研究を推進させる目的から、今後、設備の更新・充実を図ることを視野に入れている。

総じて、同一の棟の中に教員研究室と実験室、実習室、演習室、情報処理室や自習室を配置することによって、絶えず教員と学生の接触・交流を密にして、学生が生活・学修上のきめ細かい指導を日常的に受けることが可能になっている。もちろん、講義並びに演習・実習科目の実施については、磐上館の各実験室、実習室、演習室を使用し、教育研究が効率よく実施できる環境を学生に提供する。

以上のように、本専攻学生の研究の場は、大学院生共同研究室並びに実験室・演習室の一角を利用しているが、〔資料 11〕に示す通り、課程変更により、新たに 12 名収容可能な博士後期課程の学生のための専用研究室・自習室(49.8 m<sup>2</sup>) 1 室を整備し、自習机、パソコン、書架等を配置する。

上記の教育研究棟に加えて、同志社大学には体育館、野球場等を含む充実した体育施設があり、正課・課外活動の両面で有効に活用している。デイヴィス記念館と称する体育館は、1 階に 2,855 m<sup>2</sup>のメインアリーナ、地階には、トレーニングルーム(560 m<sup>2</sup>)、体力測定室が一体になった体力科学センターをはじめ、4 つの競技場(377 m<sup>2</sup>~502 m<sup>2</sup>)を含む、関西地区でもトップ・クラスの規模を誇っている。その他、本研究科では硬式野球場(21,000 m<sup>2</sup>)、軟式野球場(11,600 m<sup>2</sup>)、陸上競技場(400m8 コース 25,600 m<sup>2</sup>)、サッカー・アメリカンフットボール場(人工芝 19,400 m<sup>2</sup>)、テニスコート(12 面)、ゴルフ練習場(22 打席 5,000 m<sup>2</sup>)、陸上ホッケー場(7,000 m<sup>2</sup>)等の体育施設を使用して授業を展開する。

### 7.3 図書等の資料及び図書館の整備計画

同志社大学京田辺校地には、全学共通の図書館としてラーネッド記念図書館があり、その床面積は 6,591 m<sup>2</sup>で、1,520 席の閲覧室、235,000 冊の図書を所蔵している。また、スポーツ健

康科学部・スポーツ健康科学研究科では、学生の教育・研究に資するためにスポーツ健康科学関連の専門図書、教科書、一般書を幅広く揃えており、既に博士後期課程設置を見据えて、より高度な研究にも対応した 25,508 冊の蔵書を有している。これらの図書は、磐上館内の書庫とともにラーネット記念図書館内にも収納し、学生の利用の便を図っている。また、購読する学術雑誌は、関連研究領域を代表する雑誌類を揃えている。現在、『大学体育』、『呼吸と循環』、『公衆衛生』、『教育と医学』、『日本衛生学雑誌』、『日本生理学雑誌』、『レジャー・レクリエーション研究』、『労働科学』、『生体医工学』、『心身医学』、『体育学研究』、『体育科教育』等雑誌と、American Journal of Physiology 等洋雑誌の冊子体を整備している。専門雑誌類は、各教員の研究室にも多数保管し、必要に応じて学生や他の教員からの閲覧、参照の要求に対応する。なお、近年の専門雑誌類の電子ジャーナル化に対応し、電子ジャーナルの充実を図っている。同志社大学が加盟する私立大学図書館コンソーシアム（PULC）による契約、及び PULC 対象外の SCOPUS（引用文献データベース）と 360LINK（電子ジャーナルポータル）の契約を行っており、スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ医学、バイオメカニクス、公衆衛生学、社会学等の領域をはじめとする本研究科の学問領域にあるほとんどの学術雑誌にアクセスし、閲覧することが可能である。さらに、スポーツ健康科学部・研究科において、SPORT Discus with Full Text（データベース）を契約しており、スポーツ学と運動学関連分野に関して、520 タイトルを網羅している。具体的な学術雑誌名は、〔資料 12〕に示す。

本専攻博士前期課程は、健康科学、トレーニング科学及び、スポーツ・マネジメントの各分野により構成されているが、電子ジャーナル化の進行により、蔵書、学術雑誌数が制限されることが考えられる。しかし、特にスポーツ・マネジメント分野に属する社会科学領域においては、他の 2 分野とは異なり、博士後期課程の設置に伴い、現在以上に図書充実の必要性が考えられ、電子ジャーナル化と並行して必要図書の充実を図る。

なお、レファレンスについては、図書館を中心に相談及びガイダンスの体制を充実させている。他大学の所蔵図書については「私立大学図書館協会京都地区協議会共通閲覧証協定」に基づき、41 大学における共通利用が図られている。また、財団法人大学コンソーシアム京都共通閲覧システム所属の 26 大学の図書等が、所定の手続きにより閲覧が可能であり、一部大学では貸し出しも可能であるため、それらのシステムを有効利用する。あわせて、国立国会図書館、公共図書館、専門図書館や大学図書館の協同事業であるレファレンス協同データベース事業に参加して、事例をデータベースに登録し、多様な情報を提供できる環境を設定する等サービスを強化している。

## 8. 既設の修士課程との関係

### ・各科目間の関係

本専攻は、スポーツ健康科学の体系的な教育と研究を展開し、健康の維持・増進とスポーツの発展に関わる多様な領域で社会に寄与・貢献し、活躍できる人材の養成を行うことを目的とする。このため、〔資料 3〕の「学部・博士前期課程・博士後期課程関係図」に示すとおり博士前期課程においては、スポーツ健康科学部の教育研究の柱となる 1. スポーツや身体活動



と健康及び予防医科学との関連を研究する健康科学、2. スポーツのパフォーマンスに注目し、スポーツと身体運動の科学的トレーニングを研究するトレーニング科学、3. スポーツを取り巻く環境すなわち地域社会スポーツのマネジメント法を研究するスポーツ・マネジメントの3つの分野を担当する教員がスポーツ健康科学研究科の教育研究を担当する。それにより、基礎となる学部の教育・研究の内容が、そのまま研究科の教育・研究の中心的課題となる領域に引き継がれる。その結果、両者の連動により、スポーツ健康科学学問領域のより深い知識と新規知見の修得が可能となる。

博士前期課程では、基礎となる学部の教育・研究の内容が、そのまま専攻の教育・研究の中心的課題となる領域に引き継がれるが、博士後期課程では博士前期課程での教育研究を集約し、より深化させた形で、教育研究を展開する。課程変更後の博士後期課程においては、博士前期課程の「健康科学」「トレーニング科学」及び「スポーツ・マネジメント」の3分野の領域の研究内容を継承しながら、さらなる研究の高度化・深化を図る目的から、博士前期課程における研究分野を融合、集約する。すなわち、「スポーツによる健康の維持増進効果の背景にある原理原則」、「スポーツの競技力向上と生涯スポーツの発展に関する諸問題の解決と新しい理論の構築」、「スポーツの競技力向上と生涯スポーツの振興に関連する社会的環境整備等」の3主題を学際的、包括的に配置した教育研究体制を整備する。その結果、両者の連動により、スポーツ健康科学学問領域のより深い知識と新規知見の修得が可能となる。

## 9. 入学者選抜の概要

### 9.1 基本指針

本専攻では、スポーツ健康科学に関連する学問の専門性を維持しつつ、多様化し高度化しつつあるスポーツ健康科学に関する諸問題を多角的な視点から明らかにし、産学官連携研究等を通じて専門領域を越えた研究を推進できる人材を養成する。

このような大学院教育に対する社会からの多様な期待に対応するため、より高度な学術の習得を希望する社会人、当該研究分野に突出した能力を有する学生、わが国の最先端のスポーツ健康科学を学ぼうとする強い意欲を有する外国人留学生のための入試をそれぞれ実施し、様々な経歴・学修歴を有する人材を広く選抜する。このようなアドミッション・ポリシーを実現するために、入学試験時には、受験生に対し各自の研究計画・研究内容について詳しく聴取し、研究計画の妥当性の観点からも評価を加え、受験生の研究遂行能力を厳格に判定する。

### 9.2 入学定員並びに入学資格等

#### (1) 入学定員：( )は収容定員

スポーツ健康科学専攻

博士後期課程                      3名(9名)

#### (2) 入学資格

次のいずれかに該当するものとする。

#### 博士後期課程

修士の学位又は専門職学位を得た者

大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第 156 条に規定された者

### (3) 入学者の選抜方法

博士後期課程の入学者の選抜は、入学定員 3 名という少ない人数の中で、より優秀な学生を確保する必要性から、一般選抜入試と、多様な学修歴を持つ社会人の大学院教育に対する期待や産業界等のニーズといった社会的要請に応えるための社会人特別選抜入試、同志社大学の教育理念のひとつである国際主義を具現化するための優秀な留学生を対象にした外国人留学生入試を並行して実施し、総合的に入学者を選抜する。

#### a) 一般選抜入試

大学院博士前期(修士)課程修了者及び予定者を対象として、関係論文と面接により選抜する。関係論文は、提出された修士論文に関連した内容についての説明を求め、基本的な研究遂行能力と論文執筆能力を評価する。さらに面接においては、入学後に計画している研究課題に対して試問しその対応を評価する。なお、入学後、国際学会での成果発表及び欧文国際誌への投稿による国際的視野から研究の深化を可能にする目的から、英語の学力保証が担保される必要性があり、出願時に本研究科が定める語学能力証明書を出願させ、関係論文、面接と合わせて、総合的に入学の可否を判定する。

#### b) 社会人特別選抜入試

社会人を対象として、関係論文と面接により選抜する。関係論文は、提出された論文の内容について説明を求め、基本的な専門知識、論文執筆能力を評価する。面接は、受験者の研究予定課題に関する内容を中心とし、博士後期課程における研究遂行能力を評価する。また、研究計画についてもその内容を詳しく聴取し、研究計画の妥当性の観点からも評価する。なお、一般選抜入試と同様に、出願時に本研究科が定める語学能力証明書の提出を求め、関係論文、面接と合わせて、総合的に入学の可否を判定する。

研究または実務経験をもつ多様な能力を有する社会人を受け入れることを目的としているため、出願資格は、教育機関、研究機関、企業等において、正規職員として研究・開発等に 2 年以上従事し、所属長等より推薦を受けた者を基本とし、出願資格の適否については事前に研究科において審査する。

また、本入試により入学した学生は、仕事を中断してフルタイムで研究に取り組む場合に加え、就業と並行して研究に取り組むことも十分考えられる。後者の場合には、仕事との両立が可能となるよう、最大 6 年間にわたり教育課程を履修する「長期履修学生制度」を利用した柔軟な研究指導体制を採る。なお、長期履修学生制度を利用する学生に対しては、勤務を優先させた効率的な科目履修を科目担当者が指導する。

### c) 外国人留学生入試

外国人留学生を対象として、関係論文と面接により選抜する。関係論文は、提出された論文の内容について説明を求め、基本的な専門知識、論文執筆能力を評価する。面接は、受験者の研究予定課題に関する内容を中心とし、博士後期課程における研究遂行能力を評価する。また、研究計画についてもその内容を詳しく聴取し、研究計画の妥当性の観点からも評価する。なお、一般選抜入試と同様に、出願時に本研究科が定める語学能力証明書の提出を求め、関係論文、面接と合わせて、総合的に入学の可否を判定する。

論文試験においては、日本語能力も同時に判定し、受験者の読解並びに記述能力、さらに面接においては、受験者の日本語会話能力について評価してこれらを総合して、学位取得のための資格試験としても評価する。なお、各国において教育制度が異なるため、受験資格の適否については事前に研究科において審査する。

本専攻に入学した留学生は、専攻設置科目を履修すると共に、日本語・日本文化教育センターの提供する日本語及び日本の文化に関する科目も必要に応じて履修することにより、日本語の能力の向上及び日本文化の理解が可能となる。

## 10. 管理運営

同志社大学大学院学則第32条では、学部を基礎としない独立研究科には研究科教授会を、学部を基礎とする研究科には研究科委員会を置くことが規定され、審議事項についても、教育研究に関する事項、授業及び研究指導に関する事項、教員の人事に関する事項、学位論文審査に関する事項等、具体的に規定されている。また、第33条では、大学院の学務は、学長が総括し、研究科の学務は、当該学部長が研究科長として管掌する旨規定されている。

この大学院学則の規定に基づき、本研究科においても学部長たる研究科長を中心に研究科の教育・研究及び管理・運営に係る事項を研究科委員会で審議している。研究科委員会の規程を〔資料13〕に示す。

研究科委員会は月1回から2回の開催を原則とする。その構成員は、研究科の専任教員とし、学部教授会構成員とは一線を画し、研究科の独立性を保っている。また、研究科委員会は、構成員から在外研究者、国内研究者、休職者を除いた出席可能教員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによるものとする。教員の人件、課程の修了判定の審議には、出席可能教員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって決議するものとしている。ただし、本研究科において、学部の実験施設と共同運営になること及び大学からの予算の一部が学部・研究科として一括して配分されること等に鑑み、必要に応じ、研究科の関係する事項であっても、学部教授会で審議する等、審議事項に応じて、研究会委員会と学部教授会の機能分担を適切に行っている。

研究科委員会以外には、研究科長、研究科教務主任で構成する「研究科教務主任会」を組織し、研究科の運営に必要な事項を検討している。それに加え、本研究科の活動を組織的に点検・評価し、その結果を踏まえて改善策を検討して教育・研究の質的向上を図るために、「学部・

研究科自己点検・評価委員会」を設置している。また、組織的な FD 活動を検討し、より良い研究科運営のために「研究科ファカルティ・ディベロップメント委員会」を設置している。両委員会の活動内容については次項以降で詳述する。

なお、事務体制については、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科事務室として一体の体制である。研究科に係る事項の事務処理については、事務長に加え一般職員の業務分担により、大学院業務を主に担当する者を配置し、遺漏無く遂行している。

上記の、管理運営体制は、課程変更後も変更なく維持する。

## 11. 自己点検・評価

同志社大学では、平成6年7月に「同志社大学自己点検・評価規程」を制定し、自己点検・評価実施体制を整えるとともに、自己点検・評価の活用を大学全体として推進している。また、過去3回に亘り全学的な自己点検・評価を実施し、平成8年と平成12年及び平成17年度に「教育研究自己点検・評価報告書」を発行し公表している。また、平成18年度には文部科学大臣の認証を受けた（財）大学基準協会の相互評価並びに認証評価を受け、（財）大学基準協会の大学基準への適合が認定された。認証結果は、「自己点検・評価報告書」として大学ホームページで公開している。なお、平成25年度には、同協会の認証評価を受ける予定である。

このような全学体制のもとに、スポーツ健康科学研究科においても、〔資料14〕に示す「スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科自己点検・評価委員会規程」を制定し、「スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科自己点検・評価委員会」を設置して、本研究科に関する下記の自己点検・評価項目について検討している。なお、平成24年度には、その結果を冊子として発刊すると同時に、大学ホームページ上に公表予定である。

- (1) 理念・目的に関する事項
- (2) 教育活動に関する事項
- (3) 研究活動に関する事項
- (4) 学生生活に関する事項
- (5) 学術情報に関する事項
- (6) 大学間連携・国際交流に関する事項
- (7) 施設・設備に関する事項
- (8) 社会との連携に関する事項
- (9) 管理運営に関する事項
- (10) 情報公開及び説明責任に関する事項
- (11) その他この委員会が必要と認める事項

特に教育活動については、恒常的にカリキュラム、学生の学習環境、研究指導体制を組織的に点検するために、「学生による大学院教育評価アンケート」を実施し、学生の声を教育改善の糧としている。自己点検・評価の結果については、本学の実施体制に準じて研究科委員会において検討し、問題点についてはその都度速やかに対応するとともに、情報公開についても速やかに行う。これらの点検・評価を通じて、本研究科の研究・教育の質的向上を図るとともに、

研究科の将来計画に反映させる。なお、点検・評価の結果は、同志社大学全体の「教育研究自己点検・評価報告書」にまとめ、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受けるものとする。

## 12. 情報の公表

同志社大学では、従来から学生や社会に対して、大学の教育研究活動の内容を積極的に大学ホームページを通じて公表してきている。これは、学生に対しては、大学側が正確な情報を提供することにより、それに基づく健全な学修を期待するという考えによるものである。また、社会に対しては、本学が建学の精神に基づく教育研究活動を誠実に継続していることを説明し、地域に開かれた大学として受け入れてもらうことを目指している。さらに、本学の教育理念のひとつである国際主義を具現化するために、海外に向けても英語、中国語、韓国語で大学情報を発信している。

なお、学校教育法施行規則第172条の2に定められた以下の項目についても、いずれも法令改正前から大学ホームページに掲載している。大学の基礎的な数値データについては、毎年大学基礎データ集を作成し、その内容をPDFファイル化して公表し、数値情報以外の重要情報は、個別のページを作成して公表している。平成23年4月現在の各項目の掲載内容と掲載アドレスは以下のとおりである。

### 大学の教育研究上の目的に関すること

- ・大学の建学の精神と教育理念

ホーム > 大学紹介 > 概要：良心教育と教育理念

- ・大学全体の教育目標

ホーム > 大学紹介 > 概要：同志社大学教育目標と学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針

- ・学部・学科、研究科・専攻の人材養成目的（学則に記載）

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/gakubu.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ingakusoku.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/senmon.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ls.pdf>

### 教育研究上の基本組織に関すること

- ・教育研究上の基本組織（学則に記載）

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/gakubu.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ingakusoku.pdf>

- ・大学組織図

ホーム > 大学紹介 > 概要：組織図 > 大学組織図

- ・教育研究組織（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd1100.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd1100.pdf)

### 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・所属別教員数、専任教員年齢構成（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd4100.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd4100.pdf)

- ・専任教員が保有する学位及び業績（研究者情報データベース）

<http://kenkyudb.doshisha.ac.jp/rd/index.php>

入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業または修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・学部アドミッション・ポリシー

ホーム > 同志社大学で学びたい方 | 学部入試 > 入試情報：アドミッション・ポリシー

- ・研究科アドミッション・ポリシー

ホーム > 同志社大学で学びたい方 | 大学院 > アドミッション・ポリシー

- ・志願者・受験者・合格者・入学者数（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd2200.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd2200.pdf)

- ・収容定員・学生現員表（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd2100.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd2100.pdf)

- ・学部卒業生数、大学院における学位授与状況（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd2400.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd2400.pdf)

- ・学部・研究科別就職状況、卒業生進路状況一覧（大学基礎データ集）

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd2700.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd2700.pdf)

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること

- ・学部・学科、研究科・専攻の設置科目（学則に記載）

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/gakubu.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ingakusoku.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/senmon.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ls.pdf>

- ・各科目の講義概要、授業方法、到達目標、授業計画、成績評価基準、テキスト、参考文献等（シラバスデータベース）

<http://syllabus.doshisha.ac.jp/>

学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・成績評価方法について

ホーム > 在学生 > 授業・履修・試験：学業成績

- ・科目毎の成績評価基準（シラバスデータベース）

<http://syllabus.doshisha.ac.jp/>

- ・卒業または修了認定基準（学則に記載）

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/gakubu.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ingakusoku.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/senmon.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ls.pdf>

校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・校地・校舎の概要、校舎配置図、校舎等建物概要、教室の設備、情報処理環境の状況(大基礎データ集)

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd4200.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd4200.pdf)

- ・図書館の案内

<http://www.doshisha.ac.jp/library/>

- ・学術情報の所有・利用状況(大学基礎データ集)

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic\\_data/pdf/dd3400.pdf](http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/pdf/dd3400.pdf)

- ・情報教育環境の案内

<http://www.doshisha.ac.jp/it/>

授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・入学金、授業料、教育充実費及び実験実習料(学則に記載)

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/gakubu.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ingakusoku.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/senmon.pdf>

<http://www.doshisha.ac.jp/students/support/gakusokupdf/ls.pdf>

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・学修支援システム DUET(正課教育支援)

<https://duet.doshisha.ac.jp/info/index.jsp>

- ・課外活動の案内

ホーム > 在学生 > 学生支援: 課外活動(クラブ・サークル)

- ・障がい学生支援制度

ホーム > 在学生 > 学生支援: 障がい学生支援制度

- ・学生支援センターの個別学生支援プログラム(S-cubeのプログラム)

ホーム > 在学生 > 学生支援: S-cubeのプログラム

- ・奨学金制度、学費の延分納

ホーム > 在学生 > 学生支援: 奨学金、学費延納・分納

- ・アルバイト紹介

ホーム > 在学生 > 学生支援: アルバイト紹介

- ・下宿・寮の案内

ホーム > 在学生 > 学生支援: 下宿紹介・寮

- ・保健センターの案内

ホーム > 大学紹介 > 施設利用案内: 保健センター

- ・カウンセリングセンターの案内

ホーム > 在学生 > 健康管理(心とからだ): カウンセリング

- ・キャリア形成支援・就職に関する情報提供

ホーム > キャリア形成支援・就職

その他(教育上の目的に応じ学生が取得すべき知識及び能力に関する情報、学則等各種

規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等)

- ・学部・学科、研究科・専攻の学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針

ホーム > 大学紹介 > 概要：同志社大学教育目標と学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針

- ・学則、大学院学則、専門職大学院学則、法科大学院学則、学部一般内規、大学院一般内規、学位規程

ホーム > 在学生 > 授業・履修・試験：学則・一般内規

- ・設置認可申請書（各学部・研究科のホームページに掲載）

<http://sports.doshisha.ac.jp/graduate/index.php#to>

- ・設置計画履行状況報告書（各学部・研究科のホームページに掲載）

<http://sports.doshisha.ac.jp/graduate/pdf/20101006.pdf>

- ・自己点検・評価報告書

ホーム > 大学紹介 > 概要：大学評価 > 2005（平成17）年度 自己点検・評価報告書

- ・認証評価の結果

<http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/accredit/pdf/accredit01.pdf>

なお、誰もがこれらの情報を容易に参照することができるよう、大学ホームページのトップページに「同志社大学情報の公表」というバナーを設け、そこから、各公表情報へのリンクを集約した「同志社大学の情報の公表」のページにアクセスできるよう配慮している。

以上のほか、本学では特に学生に対する情報公表を重視しており、授業情報データベースを構築して、学修支援システムを介して、講義概要及びシラバス、成績評価（GPA）分布、図書館蔵書情報、科目担当者による授業講評等の授業に関連する情報を提供している。さらに、授業評価アンケート結果や上記以外の学生生活に関する情報も提供し、学生の学修活動の適正な環境づくりに貢献している。また、研究者情報データベースのデータは独立行政法人科学技術振興機構へも提供している。研究者情報については、研究者紹介集を発行し社会との連携を図っている。

また、スポーツ健康科学研究科では、独自にホームページを構築し、研究科の教育研究上の理念と目的、人材養成の指針、カリキュラム、教員組織、学位取得のプロセス、入学者選抜方法を公表している。専攻の課程変更に係る認可申請書類等も同様に公表する。また、学位取得のプロセスについては、学生及び教員が共有するため、「大学院履修の手引き」を作成して配布する。

### 13. 教員の資質の維持向上の方策

研究科の教育研究レベルの維持向上には教員の自己啓発が必須であるとする基本的な考えのもとに、様々な観点から教員資質の向上を図る。本学では、大学全体の組織として教育開発センターを設置し、教育活動支援体制の整備にとどまらず、全学的な視点から新しい教育システムの開発、教育効果測定方法の開発、教育方法の改善等について研究し、企画立案を行っている。特に、センターに設置されたFD支援部会や大学院教育検討部会と連携を深め、本研究



科においても積極的に FD を推進している。このため、〔資料 15〕の通り「スポーツ健康科学研究科 FD 委員会規程」を制定し、「スポーツ健康科学研究科 FD 委員会」(委員長は研究科長)において、これら FD 関連事項についても検討し、学部・研究科自己点検・評価委員会と連携して4年毎に自己点検・評価として公表する。これらの基礎資料とするために、年度ごとに教育研究活動実績の報告を各教員に求めている。報告内容は、教育内容・方法の工夫、作成した教科書・教材・参考書、教育方法・教育実践に関する発表、研究会への参加、カリキュラム運営、対外的に公表された研究成果、学会における活動状況、公共機関における社会的な活動状況等としている。これに、全学的に実施している学生による授業評価の結果を加えて、上述した自己点検・評価、情報公開の基礎資料とし、これらの結果による教員の自発的な資質向上を促す。また、教員の昇任人事等についてもこれらの基礎資料による評価を中心に行うことを明示し、教員自身による自己啓発を推進させている。

また、学士課程における教育活動に対しては、科目毎の GPA 評価の分布や授業評価アンケートの集計結果等をホームページで積極的に公開することにより、自担当科目の成績評価と他の教員担当科目の評価を容易に比較でき、教員各自が自らの授業の客観評価を行うことが可能となるようにしている。加えて、教員の学生評価の客観性をより明確にするために、本学に既に設置されているクレーム・コミティ制度によって、学生からのクレームに明確に対応できる体制を整えている。この制度では、学生と科目担当者の直接の話し合いでは解決できない授業内容並びに授業方法に関する改善の要望や、成績評価に関する質問や異議申し立てを主として取り扱う。

さらに、各教員間の研究内容に関する情報を積極的に交換して新たな研究シーズを創生するための様々な施策を行っている。具体的には、各教員の研究課題や、学生の研究進行状況に関する中間発表会を適時開催し、研究科全体としての研究課題情報の共有を図ると同時に、学生の研究指導に対してもチームワークによる指導体制の確立に努めることを通じて教員の自己啓発を促している。これらの実行に伴い、研究科全体の総合的な運営が活性化すると考えられる。さらにこのような複眼的な研究指導の活用は学生の知的好奇心を喚起し、学修の動機付けに役立つとともに、教育の質の向上が図られることになる。

なお、本研究科教員相互の、本学・本研究科の教育方針、本研究科の設置の趣旨等について共通理解を深め、全教員が共通認識を持って教育研究活動を行えるよう、随時の研修会も行っている。

## 資 料 目 次

- 【資料 1】大学院博士課程に関するアンケート【企業向け】集計結果
- 【資料 2】大学院博士後期課程に関するアンケート【修士課程在学生向け】集計結果
- 【資料 3】学部と博士前期課程および後期課程の相関図
- 【資料 4】定年に関する規程等
- 【資料 5】履修モデル
- 【資料 6】博士後期課程における研究指導のスケジュール
- 【資料 7】同志社大学研究倫理規準
- 【資料 8】同志社大学研究倫理委員会規程
- 【資料 9】同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準
- 【資料 10】磐上館平面図
- 【資料 11】大学院生共同研究室(49.8 m<sup>2</sup>) 室内見取図
- 【資料 12】整備している図書及び学術雑誌
- 【資料 13】スポーツ健康科学研究科委員会規程
- 【資料 14】スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科自己点検・評価委員会規程
- 【資料 15】スポーツ健康科学研究科 F D 委員会規程

大学院博士課程に関するアンケート  
【企業向け】

集計結果

## 就職に関するアンケート

**SQ1** あなたが主に従事されている業種として、あてはまるものをひとつお選びください。

1.	製造業(食料・飲料)	重複回答あり	3	／	14	=	21.4%
2.	製造業(医薬品・化粧品・化学・日用品)		2	／	14	=	14.3%
3.	製造業(その他)		4	／	14	=	28.6%
4.	電気通信業						
5.	卸売・小売業(食料・飲料)						
6.	卸売・小売業(医薬品・化粧品・日用品)		1	／	14	=	7.1%
7.	卸売・小売業(AV・家電・電気機械器具)						
8.	卸売・小売業(自動車・カー用品)						
9.	卸売・小売業(百貨店・スーパー・コンビニ)						
10.	卸売・小売業(その他)						
11.	調査業		1	／	14	=	7.1%
12.	貿易・物流関連						
13.	NPO・NGO・社団法人						
14.	総合商社						
15.	専門商社						
16.	金融業(銀行・信託・証券・貸金)						
17.	保険業						
18.	不動産業						
19.	サービス業		1	／	14	=	7.1%
20.	医療・福祉関連業		1	／	14	=	7.1%
21.	学校・教育産業						
22.	官公庁・自治体・公共団体						
23.	マスコミ関連業		2	／	14	=	14.3%
24.	広告代理業・マーケティング業						
25.	上記の業種以外に従事している						
26.	現在働いていない						

**SQ2** あなたは現在、どのような職務に従事されていますか。あてはまるもの(最も近いもの)をお選びください。

1.	一般社員	1	／	14	=	7.1%
2.	リーダー(部下が2~5人いる)					
3.	係長クラス	1	／	14	=	7.1%
4.	課長クラス	5	／		=	35.7%
5.	部長クラス	4	／	14	=	28.6%
6.	役員	3	／	14	=	21.4%
7.	経営者					
8.	その他					

**SQ3** あなたは現在お勤めの企業(または団体)の職員採用に関して、どのような業務を担当していますか、あるいはされてはいましたか。あてはまるものを全てお選びください。(複数回答あり)

1.	書類選考を担当している・したことがある	7	／	14	=	50.0%
2.	面接選考(最終選考以外)を担当している・したことがある	9	／	14	=	64.3%
3.	最終面接を担当している・したことがある	10	／	14	=	71.4%
4.	直接選考に関わったことはないが、サポート業務(受付や書類整理など)を担当している・したことがある					
5.	採用に関する(上記の)業務を担当した経験はない	2	／	14	=	14.3%

**Q1** あなたは、現在お勤めの企業(または団体)において、どのような人材を採用したいとお考えですか。どのようなことでも結構ですので、ご自由にお答えください。

・明るく活気があり、グローバルな視野を持ち、前向きな思考の方  
 ・現状維持派ではなく、常に挑戦し続けられる人材  
 ・高度なスポーツ競技経験を持ちながら、その領域における競技データ分析及びインターネット技術を活用したカスタマーサービス構成力  
 ・人に会うのが好きで、丹念に話を聞くことができる人材。取材した内容を論理的に整理し、かつ文章にできる人材。他人との調整能力に富み、交渉などを円滑にできる人材。専門的な知識を持ちつつ、そこに凝り固まらずに広い視野で柔軟に物事をとらえることができる人材。  
 ・向上心があり、当たり前のことを当たり前に出る人。また現実的なこととして、心身ともにタフであることを求めています。  
 ・受け身ではなく、自ら考え、主体的に行動できる人  
 ・知性と体力を備え、創意工夫して困難なこと、新しいことに挑戦して仲のたくましさのある人材  
 ・企業が存続していく中で、関係する多くの方々(ステークホルダー)によりよいサービスを提供できる人材を必要としている。  
 ・健康で(心身とも)教養を備えた営業のできる人材  
 ・自己が専攻した専門知識に優れていること。印象は明朗快活であること。信条が明確な人物。  
 ・様々な事柄に対して関心を持ち、意欲的かつ積極的に行動できる前向きな人物。また、相手の立場に立って物事を考えることができる寛大で優しい心を持つ人物  
 ・社会の動きに敏感であるとともに、志をしっかりとって、どのような状況になっても乗り越えていける人材。自分のことだけでなく、組織、会社全体、社会まで視野に入れて働ける人材。  
 ・専門分野の知識を有し、職務に生かすことが出来る人材。論理的に考え職務を遂行できる人材。  
 ・誠実、情熱があり努力家、創造力を持つ人

**Q2** あなたの会社・職場にて新しく採用したい人材に求めることは何ですか。以下の中から当てはまるものを3つまで教えてください。

1.	元気がいい・活気がある・はつらつとしている	8	／	14	=	57.1%
2.	グローバルな視野や国際感覚がある	7	／	14	=	50.0%
3.	学歴がある	1	／	14	=	7.1%
4.	自社の事業内容をよく理解している	2	／	14	=	14.3%
5.	論理的な思考ができる	11	／	14	=	78.6%
6.	科学的な分析ができる	3	／	14	=	21.4%
7.	自社が求める専門知識を有している	5	／	14	=	35.7%
8.	教養や常識などの社会性を有している	8	／	14	=	57.1%
9.	その他【 】[ ベースとなる体力・気力・集中力を持っている ]	1	／	14	=	7.1%

Q3

あなたのお勤めの企業(または団体)において採用したい人材は、どの学習分野であることが望ましいと思われるか。全てお選びください。(いくつでも)

1. 政治・政策系	3	/	14	=	21.4%
2. 心理系	1	/	14	=	7.1%
3. 経営・商系	8	/	14	=	57.1%
4. 国際関係・地域研究系	3	/	14	=	21.4%
5. 理工系	7	/	14	=	50.0%
6. 健康・スポーツ科学系	12	/	14	=	85.7%
7. 生活科学系	6	/	14	=	42.9%
8. 経済系	7	/	14	=	50.0%
9. 医・歯・薬系	4	/	14	=	28.6%
10. 社会学・産業関係系	5	/	14	=	35.7%
11. 農・畜産・生物系	4	/	14	=	28.6%
12. 教育系	2	/	14	=	14.3%
13. 法系	3	/	14	=	21.4%
14. 人文系(文学・哲学・史学・言語学)	2	/	14	=	14.3%
15. 医療・福祉系	10	/	14	=	71.4%
16. 環境・地球資源系	4	/	14	=	28.6%
17. 情報系	8	/	14	=	57.1%
18. その他の学習分野【 】	1	/	14	=	7.1%
19. 特になし	1	/	14	=	7.1%

Q4

あなたは「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士課程」の修了生に魅力を感じますか。

1. 魅力を感じる	10	/	13	=	76.9%
理由:[ 学習能力に優れ、スポーツ競技において伝統的に優れた人物を輩出している ] [ 医療費の増大を抑えるためには、予防医学、生涯スポーツの普及が非常に重要と考える。だが、現状では、まだスポーツという競技スポーツのみが注目され、市民の健康づくりという観点からスポーツをとらえる記事は少ないように感じる。同世代が定年を迎えており、シニア世代のスポーツの需要は高まる一方、室内でしか遊ばない(遊べない)子どもの体力作りという点でもスポーツを科学する視点は非常に重要だと考える。国民が健康であることは国の力、もっと力を入れてもいい分野。 ] [ 学習意欲が高く、高度な専門知識を有していると考えられるから ] [ 今後は、予防医学も重要となり、スポーツと健康さらに医療は密接な関係が高まると思われるので ] [ 貴大学が専門性の高い人材を育成されると考えているため ] [ 教養や社会性を有し、健康であると考えられるから ] [ まずは難関突破、そして先進教育履修と校風 ] [ 研究者として身につけた知識を、実際の現場でどのように活用していくか、また今後の活躍、成長性に大変興味があり、期待しています。 ] [ 健康やスポーツに関わる体系的な知識が期待できる ] [ 人間性と能力 ]					
2. やや魅力を感じる					
3. どちらともいえない	2	/	13	=	15.4%
理由:[ 学歴、専門性を重用視していないため ] [ 学歴ではなく本人の資質が大事 ]					
4. あまり魅力を感じない	1	/	13	=	7.7%
理由:[ そこまでの専門性は必要としない ]					
5. 魅力を感じない					

Q5

以下の各項目を学習した人材にどの程度魅力を感じますか。(それぞれひとつずつ)

	1 魅力を感じる	2 やや魅力を感じる	3 どちらともいえない	4 あまり魅力を感じない	5 魅力を感じない					
1. 「健康」と「スポーツ」に関する高度な専門的知識や卓越した理論の修	11	3				[魅力]	78.6%	[やや魅力]	21.4%	
2. 健康の維持・増進とスポーツの社会的発展のために指導的役割を果たす人物の育成	7	4	2	1		[魅力]	72.7%	[やや魅力]	28.6%	[どちらとも] 14.3% [あまり] 7.1%
3. 健康・予防医学とスポーツ～スポーツを通じた健康作り、生活習慣病とその予防～	11	1	1		1	[魅力]	54.5%	[やや魅力]	7.1%	[どちらとも] 7.1% [感じない] 7.1%
4. 運動の科学的トレーニング法と競技力の向上～トレーニングの理論と実践、スポーツ技術の獲得と指導法～	1	9	4			[魅力]	54.5%	[やや魅力]	64.3%	[どちらとも] 28.6%
5. 社会の中のスポーツ～生涯スポーツの実践と生活の質(QOL: Quality of Life)の向上～	8	3	2	1		[魅力]	36.4%	[やや魅力]	21.4%	[どちらとも] 14.3% [あまり] 7.1%

Q6 あなたは、この「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士課程」の修了生を採用したいと思いますか。

1. 採用の検討をしたい	7	／	14	=	50.0%
2. まあ採用を検討したい	4	／	14	=	28.6%
3. どちらともいえない	3	／	14	=	21.4%
4. あまり採用の検討をしたくない					
5. 採用の検討はしたくない					

Q7 前問でそのようにお答えになった理由を、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお答えください。

・学歴、専門性より人物本位に採用を行っている(研究開発部門で一部専門性を要する場合あり)  
 ・卒業した場所ではなく、人間を採用するため  
 ・貴学卒業生には非常に興味があるものの、会社経営上、定期的な採用ができないこと、もしくは、即戦力を求め中途採用をベースとしていること。  
 ・最終的には大学で学んできた事+人柄で判断すると思う。  
 ・製品開発や製品・材料の改良、また理論的根拠をもとにした社内への啓蒙や対外的PRといった点で求める人材が在籍しておられると考えられるため。  
 ・今後は製薬メーカーも患者団体との交流と、医者への直接的な仕事や啓蒙の機会を持って、人々の健康とQOL、医療的な手助けに貢献してゆく時代が到来すると考えるので、高い専門的教育を受けた人材が必要となる。  
 ・専門性と年齢のバランスがむづかしいところです。  
 ・企業が存続していく中で、関係する多くの方々(ステークホルダー)によりよいサービスを提供できる人材を必要としている。  
 ・貴大学が専門性の高い人材の育成をされると考えているため  
 ・弊社としては、サービス業として、お客様を含むステークホルダーに対して、より確度の高い情報やサービスを提供するために相応の能力を持った人材は必要と考えている。特に、健康に関わる人材は重要である。  
 ・具体的にどの大学のどの学部などは検討していない  
 ・Q4と重複するが難関突破者とその後の先進情報の取得者を輩出と社会に貢献できる人材の創造している学府。  
 ・研究者として身に着けた高度な専門的知識を最大限に発揮し、活躍できる場が当院にはあります。  
 ・健康やスポーツに関する専門的な知識と、この分野でさまざまな考察ができる能力を有する人材は、本社において活躍できる可能性があると思われるから。  
 ・スポーツ健康科学分野での知識を商品開発に生かすことが出来ると考える。  
 ・同志社の校風と優れた人間性と能力

Q8 あなたのお勤めの企業(または団体)において、大学院生の「現状」と「今後」の採用状況はどのようなものでしょうか。それぞれ最も近いものをお選びください。

	1 大学生に比べ、 大学院生の採用は 積極的である	2 大学生と大学院生に 採用意向の違いは ない	3 大学生に比べ、 大学院生の採用は 消極的である								
1. 現在の状況		14	[積極的]	=	0.0%	[違いなし]	=	100.0%	[消極的]	=	0.0%
2. 今後の状況	5	9	[積極的]	=	35.7%	[違いなし]	=	64.3%	[消極的]	=	0.0%

Q9 大学院生の採用メリットとして当てはまるものを以下の中から全てお選びください。(いくつでも)

1. 特定分野・部門での早期活躍が期待できる	10	／	14	=	71.4%
2. 専門的知識・技術を有している	13	／	14	=	92.9%
3. 論理的・科学的思考が養われた知性を有している	12	／	14	=	85.7%
4. 専門分野でのネットワークを有している	7	／	14	=	50.0%
5. その他【    】					
6. 採用のメリットは特に感じない					

Q10 最後に、現在お勤めの企業(または団体)の従業員規模をお知らせください。※支店・支社を含めた数でお考えください。※正社員のみ的人数でお考えください。

1. 5名以下					
2. 6名～10名					
3. 11名～50名	1	／	14	=	7.1%
4. 51名～100名	2	／	14	=	14.3%
5. 101名～500名	2	／	14	=	14.3%
6. 501名～1000名	2	／	14	=	14.3%
7. 1001名以上	7	／	14	=	50.0%
8. わからない					

[資料2]

大学院博士後期課程に関するアンケート  
【修士課程在学生向け】

集計結果

## 大学院博士後期課程に関するアンケート

**SQ1** あなたの現在の最終学歴は、以下のどの選択肢に当てはまりますか。最も当てはまるものを1つお選びください。(現在、大学生の方は、「6. 現在大学(短大を除く)に就学中」、現在、大学院生の方は、「7.現在大学院に就学中」を選択してください。)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1. 高校卒業            |                |
| 2. 高専、専門学校、短大卒業    |                |
| 3. 大学卒業            |                |
| 4. 大学院(修士課程)修了     |                |
| 5. 大学院(博士課程)修了     |                |
| 6. 現在大学(短大を除く)に就学中 |                |
| 7. 現在大学院に就学中       | 11 / 11 = 100% |
| 8. その他             |                |

**SQ2** あなたは以下の各項目に興味がありますか。それぞれについて最も当てはまるものを1つお選びください。

	1 興味がある	2 やや興味がある	3 どちらともいえない	4 あまり興味がない	5 興味がない		
1. 会社の起業	1	3	4	2	1	[興味がある]+[やや興味がある]	36.4%
2. Ph.Dの取得	2	5	3			[興味がある]+[やや興味がある]	63.6%

**SQ3** あなたは以下のうち、どの学習分野に興味を持たれますか。あてはまるものを全てお選びください。

- |                       |    |   |    |   |        |
|-----------------------|----|---|----|---|--------|
| 1. 政治・政策系             | 3  | / | 11 | = | 27.3%  |
| 2. 心理系                | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 3. 経営・商系              | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 4. 国際関係・地域研究系         | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 5. 理工系                | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 6. 健康・スポーツ科学系         | 11 | / | 11 | = | 100.0% |
| 7. 生活科学系              | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 8. 経済系                | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 9. 医・歯・薬系             | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 10. 社会学・産業関係系         | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 11. 農・畜産・生物系          | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 12. 教育系               | 3  | / | 11 | = | 27.3%  |
| 13. 法系                | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 14. 人文系(文学・哲学・史学・言語学) |    |   |    |   |        |
| 15. 医療・福祉系            | 2  | / | 11 | = | 18.2%  |
| 16. 環境・地球資源系          | 1  | / | 11 | = | 9.1%   |
| 17. 情報系               |    |   |    |   |        |
| 18. その他の学習分野          |    |   |    |   |        |
| 19. 興味を持っている分野は特にな    |    |   |    |   |        |

**Q1** あなたは、大学院博士後期課程進学についてどのようにお考えですか。以下の中から最も近いものをお選びください。

- |                                |   |   |    |   |       |
|--------------------------------|---|---|----|---|-------|
| 1. 1年以内の進学を考えている               | 1 | / | 11 | = | 9.1%  |
| 2. 3年以内の進学を考えている               | 2 | / | 11 | = | 18.2% |
| 3. 5年以内の進学を考えている               | 1 | / | 11 | = | 9.1%  |
| 4. 時期は未定であるが、大学院博士後期課程進学を考えている | 1 | / | 11 | = | 9.1%  |
| 5. 大学院博士後期課程進学には興味があるが進学するかはわ  | 6 | / | 11 | = | 54.5% |



Q2 あなたが大学院博士後期課程進学に興味があるのはなぜですか。以下の中から当てはまるものを全てお選びください。

- 1. 専門知識をさらに高めたいから 9 / 11 = 81.8%
- 2. 就職やキャリアアップに有利だと思うから 3 / 11 = 27.3%
- 3. 広い視野と交友関係を持ちたいから 5 / 11 = 45.5%
- 4. 仕事にて培った経験を学術的に整理・体系化したいから 4 / 11 = 36.4%
- 5. その他【    】

Q3 あなたは「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士後期課程」に魅力を感じましたか。

- 1. 魅力を感じる理由:【    】 6 / 11 = 54.5%  
[修士課程が充実しており、博士課程に期待できるから][新しい研究科なので勢いがある。]  
 [目的と供給が一致している。][施設が充実しているから]
- 2. やや魅力を感じる理由:【    】 4 / 11 = 36.4%  
[研究のための設備が整っている。][専門知識を高められるから][さらに研究を続けたいから]
- 3. どちらともいえない理由:【    】
- 4. あまり魅力を感じない理由:【    】
- 5. 魅力を感じない理由:【    】 1 / 11 = 9.1%

Q4 以下の各項目を学ぶことについて、どの程度魅力を感じますか。(それぞれひとつずつ)

	1 魅力を感じる	2 やや魅力を感じる	3 どちらともいえない	4 あまり魅力を感じない	5 魅力を感じない						
1. 「健康」と「スポーツ」に関する高度な専門的知識や卓越した理論の修得	8	3				[魅力を感じる]	72.7%	[やや魅力を感じる]	27.3%		
2. 健康の維持・増進とスポーツの社会的発展のために指導的役割を果たす人物の育成	8	2	1			[魅力を感じる]	72.7%	[やや魅力を感じる]	18.2%	[どちらともいえない]	9.1%
3. 健康・予防医学とスポーツ	6	3	2			[魅力を感じる]	54.5%	[やや魅力を感じる]	27.3%	[どちらともいえない]	18.2%
4. 運動の科学的トレーニング法と競技力の向上	6	4	1			[魅力を感じる]	54.5%	[やや魅力を感じる]	36.4%	[どちらともいえない]	9.1%
5. 社会の中のスポーツ	4	5	2			[魅力を感じる]	36.4%	[やや魅力を感じる]	45.5%	[どちらともいえない]	18.2%
6. 研究科の特色～研究環境と他分野との緊密な連携～	5	4	2			[魅力を感じる]	45.5%	[やや魅力を感じる]	36.4%	[どちらともいえない]	18.2%

Q5 あなたは、「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科博士後期課程」に進学したいと思いますか。

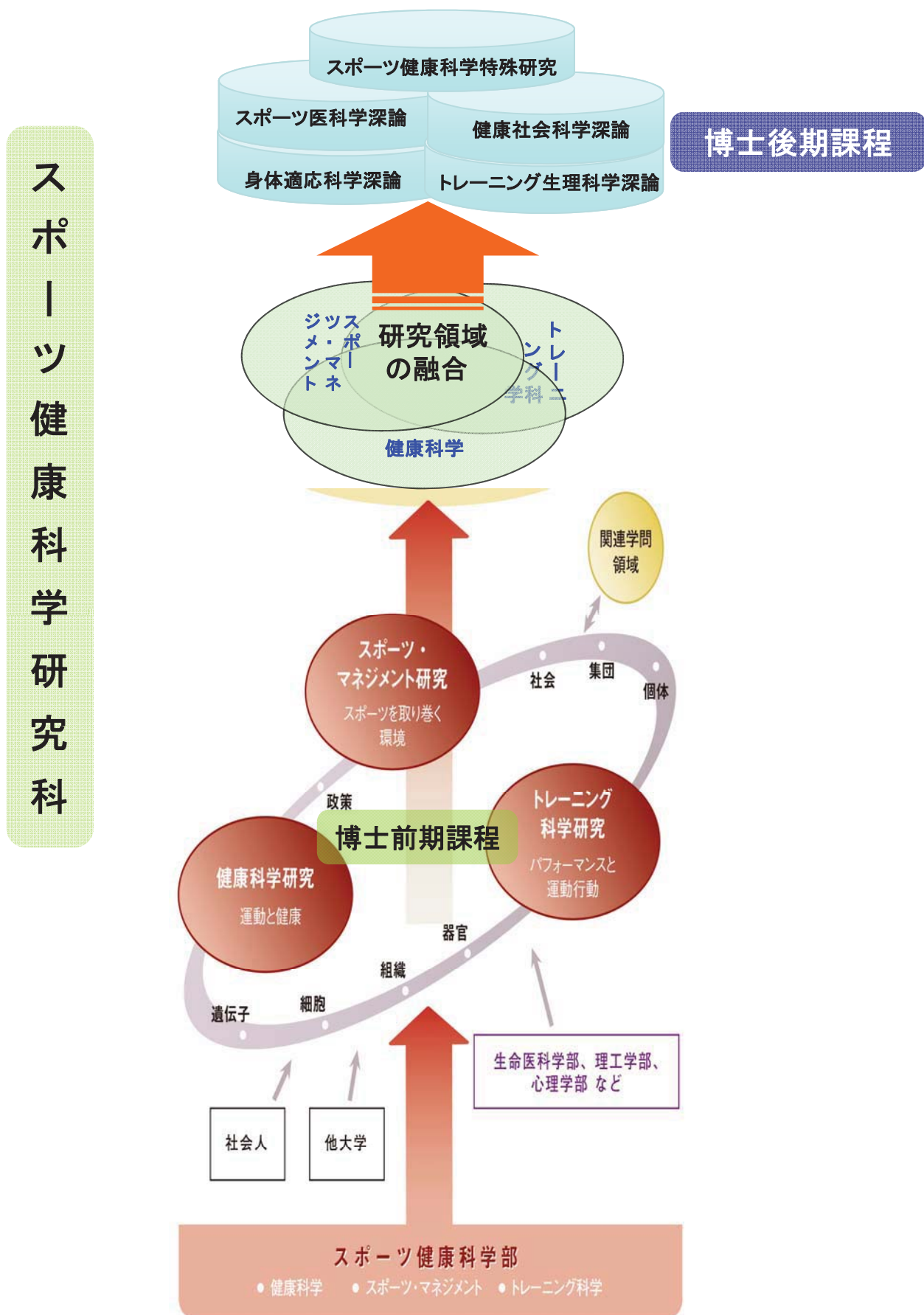
- 1. 進学してみたいと思う 3 / 11 = 27.3%
- 2. まあ進学してみたいと思う 5 / 11 = 45.5%
- 3. どちらともいえない 3 / 11 = 27.3%
- 4. あまり進学してみたいと思わない
- 5. 進学してみたいと思わない

Q6 前問でそのようにお答えになった理由を、どのようなことでも結構ですので、ご自由にお答えください。

- 1. 自分の研究テーマ分野を指導していただいた指導教官がいるので  
 指導教授を変えずに研究を続けたいから  
 専門知識を深めたい
- 2. 私が学びたい分野に関して素晴らしい教員がいるため  
 博士に行くことで研究を深めてみたいと思うから  
 研究を続けることに興味があるから  
 現時点では分からないが、2年目でまだ研究し足りないことがあれば進学したいと考えるから  
 多種多様な研究分野の先生方がおられるから
- 3. 就職したいから  
 仕事に必要不可欠ではない。  
 今すぐ進学することを考えていない。必要になったら進学したいと思う



〔資料3〕 学部と博士前期課程および後期課程の相関図



## 定年に関する規程等

### ○同志社就業規則（関係部分のみ抜粋）

< 省略 >

第 10 条 社員は、満 65 歳をもって定年退職するものとする。

2 前項退職者にして勤続 25 年に達したるもの、なお法人において在職を必要と認めたる場合退職手続完了後更に理事会の議を経て総長において専任教職員の待遇に準じ業務を嘱託することがある。

3 前項のほか在職中特に功労のあった者に対する待遇については、その都度理事会の議を経て総長においてこれを定める。

< 省略 >

#### 附 則

1 第 10 条の本文については、(当分の間)大学院に關係する教授にして本法人が必要と認めたものに限りこれを適用しない。

2 臨時の契約により同志社の業務に従事する者の就業に関しては、別に定めるものの外はこの就業規則を準用する。

3 この規則は、1997 年 4 月 1 日から施行する。

< 以下省略 >

## 履修モデル

## 1) 研究専門職：健康科学（大学等研究機関、企業中核研究所）

学年	期	科目区分	科目名	単位 必修	単位 選択
1 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	スポーツ医科学深論		2
2 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	身体適応科学深論		2
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
3 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
博士論文執筆					
小計				12	4
合計				16	

## 2) 研究専門職：トレーニング科学（大学等研究機関、企業中核研究所）

学年	期	科目区分	科目名	単位 必修	単位 選択
1 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	トレーニング生理学深論		2
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
2 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	身体適応科学深論		2
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
3 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
博士論文執筆					
小計				12	4
合計				16	

3) 研究専門職：健康社会科学（大学等研究機関、企業中核研究所）

学年	期	科目区分	科目名	単位 必修	単位 選択
1 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	健康社会科学深論		2
2 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
		選択科目	トレーニング生理学深論		2
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
3 年 次	前期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究	2	
	後期	必修科目	スポーツ健康科学特殊研究 博士論文執筆	2	
小計				12	4
合計				16	

## 博士後期課程における研究指導のスケジュール

実施時期	事	項	内容・方法・担当者
1 年 次	4月	研究課題の提出（学生）	研究科委員会
		指導教授の決定	〃
		指導計画の検討	各指導教授
		履修届の提出（学生）	
	8月	研究課題・研究計画に対する指導	各指導教授
		研究計画発表会	研究計画の発表
1月	研究課題・研究計画に対する再指導	研究計画の具体化	
	研究進捗状況の確認 （査読付き英文ジャーナル、国際学会での発表準備の進捗状況の確認）	研究科委員会	
2 年 次	4月	研究課題全体の進捗状況の再確認と個別指導 中間発表会	特殊研究（各指導教員） 研究の進捗状況の発表
		研究課題・研究計画に対する再指導	各指導教授
	12月	査読付き英文ジャーナルへの発表（学生）	
	1月	研究進捗状況の確認	研究科委員会
3 年 次	4月	研究課題に対する個別指導	各指導教授
	7月	国際学会での研究発表（学生）	
	8月	全体討論会	発表会
	12月	博士論文提出	
		予備審査会	論文審査委員会
	2月	博士論文に対する修正・加筆など	各指導教授
		論文最終試験 論文の審査および修了判定	公聴会 論文審査委員会および研究科委員会

## 同志社大学研究倫理規準

2005年 4月23日制定

2005年 5月 1日施行

2007年 6月30日改正

## 前文

社会のグローバル化，多様化に伴い，学術研究の社会的役割も複雑化し，その人間，社会，自然に及ぼす影響は極めて大きなものとなっている。その影響は，研究成果のみならず，研究活動すべての過程における行為によって，同時的かつ広範囲に及ぶ。

学術研究が公共の福祉の増進に寄与し，持続的に進展を遂げるためには，研究の自由及び研究者の自治が保障されなければならないし，そのことによって自らを律する高度な倫理的規範が求められることも自明である。

学術研究の発展は人類の福祉に多大な貢献をするとともに，同時に，その成果が非人道的な政策・手段に用いられたりした負の面も合わせもっていることに，我々は深く思いをいたさねばならない。

大学は，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする使命を担っており，学術研究が社会から負託された公共的，公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止めなければならない。

同志社大学は，本学の学術研究が社会から信頼と尊敬を得るべく，あらゆる努力をばらうことを宣言する。

## （目的）

第1条 同志社大学は，本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし，研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準をここに定める。

## （研究の基本）

第2条 研究者は，良心と信念に従って，自らの責任で研究を遂行し，不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は，生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ，基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は，国際的に認められた規範，規約及び条約等，国内の法令，告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

## （定義）

第3条 「研究者」には，本学の専任教員のみならず，本学において研究活動に従事する者を含み，学生であっても，研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には，研究計画の立案，計画の実施，成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為，決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは，自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

## （研究者の態度）

第4条 研究者は，自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し，他分野の専門研究を尊重するとともに，自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は，他の国，地域，組織等の研究活動における，文化，慣習，規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は，共同研究者が対等なパートナーであることを理解し，お互いの学問的立



場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

(研究のための情報・データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に合う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとする事ができる。

2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。

3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。

(1) 捏造(存在しないデータの作成)

(2) 改ざん(データの変造, 偽造)

(3) 盗用(他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用)

- 5 研究発表における不適切な引用, 引用の不備, 誇大な表現, 都合のよい誤解をさせる表現等は, 不正行為とみなされる恐れがあり, 研究者は, 適切な引用, 誤解のない完全な引用, そして真摯な表現をしなければならない。

(オーサーシップの規準)

第11条 研究者は, 研究活動に実質的な関与をし, 研究内容に責任を有し, 研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に, 適切なオーサーシップを認められる。

(研究費の取扱規準)

第12条 研究者は, 研究費の源泉が, 学生納付金, 国・地方公共団体等からの補助金, 財団等からの助成金, 寄付金等によって賄われていることを常に留意し, 研究費の適正な使用に努め, その負託に応えなければならない。

- 2 研究者は, 交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

- 3 研究者は, 研究費の使用に当たっては, 法令, 本学の経理規程, 当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。

- 4 研究者は, 証憑書類等を適切に管理し, 実績報告においては, 研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(他者の業績評価)

第13条 研究者が, レフリー, 論文査読, 審査委員等の委嘱を受けて, 他者の研究業績の評価に関わるときは, 被評価者に対して予断を持つことなく, 評価基準, 審査要綱等に従い, 自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は, 他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は, これを保持しなければならない。

(同志社大学の責務)

第14条 本学は, 研究者の研究倫理意識を高揚するために, 必要な啓発, 倫理教育の計画を策定し, 実施するものとする。

- 2 本学は, この規準の運用を実効あるものにするため, 研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

- 3 本学は, 研究に関して, 不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情, 相談等に対応するものとする。

- 4 前3項の目的を達成するため, 同志社大学研究倫理委員会を設置する。

- 5 同志社大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第15条 この規準に関する事務は, 倫理審査室事務室が行う。

(改廃)

第16条 この規準の改廃は, 同志社大学研究倫理委員会の議を経て, 大学評議会において決定する。

附 則

この規準は, 2007年7月1日から施行する。

同志社大学研究倫理委員会規程

2005年 4月23日 制定

2005年 5月 1日 施行

2007年 6月30日 改正

(目的)

第1条 同志社大学研究倫理規程(以下「規程」という。)の趣旨に則り、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、同志社大学研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項及び任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 規程第14条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 規程の運用、解釈に関する事項
- (3) 規程の改廃に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) その他必要な事項

2 委員会は、必要があると認められるときは、研究者に対して、適切な指導及び助言を行うものとする。

3 委員会は、規程第14条第3項に定める苦情、相談等に対応するものとする。

4 委員会は、研究者の重大な規程違反行為があると認められる場合は、学長に報告するものとし、学長は適切な措置を講じるものとする。

5 委員会は、研究倫理に関する事項について調査、検討し、必要あるときは学長に報告又は提案するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は学長が委嘱する。

- (1) 倫理審査室長
- (2) 研究開発推進機構副機構長
- (3) 「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会委員長
- (4) 組換えDNA実験安全管理委員会委員長
- (5) 動物実験委員会委員長
- (6) 教員から4名
- (7) 職員から2名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。委員長は、前条第6号に定める委員から学長が委嘱し、副委員長は研究開発推進機構副機構長をもってあてる。

(任期)

第5条 第3条第1号から第5号に定める委員の任期は、その職の期間とし、第6号及び第7号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議事は委員の過半数で決する。

3 前項に拘わらず、第2条第4項に規定する「重大な違反行為」に関する議事は、委員の3分の2以上で決するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、意見を徴することができる。

(相談員)

第8条 委員会に、第2条第3項に定める苦情、相談等に対応するため委員以外に研究倫理相談員(以下「相談員」という。)を置く。委員は、相談員を兼ねる。

2 相談員は、学長が、次に掲げる者から委嘱する。ただし、第1号に掲げる者は、研究科長の推薦によるものとする。

(1) 各研究科の教員から1名

(2) 前号以外の教員から若干名

3 委員以外の相談員の任期は2年とする。

4 相談員は、苦情、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

5 委員長は、前項の報告を受けたとき、必要ある場合は委員会を開催するものとする。

6 相談員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び相談員は、相談内容等について個人のプライバシー保護に留意し、知り得た秘密は、これを他に洩らしてはならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、倫理審査室事務室が行う。

(その他)

第11条 委員会は、第8条に規定するもののほか、相談員に関する事項を定めることができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学評議会において決定する。

附 則

この規程は、2007年7月1日から施行する。

## 同志社大学「人を対象とする研究」倫理規準

2005年 4月23日 制定

2005年 5月 1日 施行

2007年 6月30日 改正

## (目的)

第1条 この規準は、同志社大学研究倫理規準に定めるもののほか、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究(以下「人を対象とする研究」という)を遂行する上で求められる研究者の行動、態度の倫理的規準及び研究計画の審査に関する事項を定める。

## (研究の基本)

第2条 人を対象とする研究を行う者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 人を対象とする研究で、「ヒト胚幹細胞を中心としたヒト胚研究」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究」等生命倫理に関わる研究を行う者は、当該法令及び所轄庁の告示、指針等を遵守しなければならない。

3 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

## (定義)

第3条 この規準において、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」(以下「個人の情報、データ等」という。)とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報、データ及びヒト由来の試料(血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等)をいう。

2 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。

## (研究者の説明責任)

第4条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法等、研究計画について分りやすく説明しなければならない。

2 研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的負担若しくは苦痛を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、わかりやすく説明しなければならない。

## (インフォームド・コンセント)

第5条 研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、予め提供者の同意を得ることを原則とする。

2 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱い及び、発表の方法等に関する事項を含むものとする。

3 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これ

を開示しなければならない。

4 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

5 提供者からの同意は、原則として文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

6 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

(第三者への委託)

第6条 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規準の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

2 研究者は、必要あるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

(授業等における収集・採取)

第7条 教員が、授業、演習、実技、実験・実習等、教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、予め受講生の同意を得ることを原則とする。

2 教員は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価において不利益を与えてはならない。

(謝礼の提供)

第8条 研究者が提供者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(研究計画等の審査)

第9条 本学は、本学において、人を対象とする研究を行う研究者からの申請に基づき、研究の実施計画及び出版公表計画等(以下「研究計画等」という。)の審査を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、同志社大学研究倫理委員会のもとに、同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会を設置する。

3 審査の手続等に関する事項は別に定める。

(改廃)

第10条 この規準の改廃は、同志社大学研究倫理委員会の議を経て、大学評議会において決定する。

(事務)

第11条 この規準に関する事務は、倫理審査室事務室が行う。

附 則

この規準は、2007年7月1日から施行する。

1 (書類等の題名)

資料 10.1 磐上館 1 F 配置図

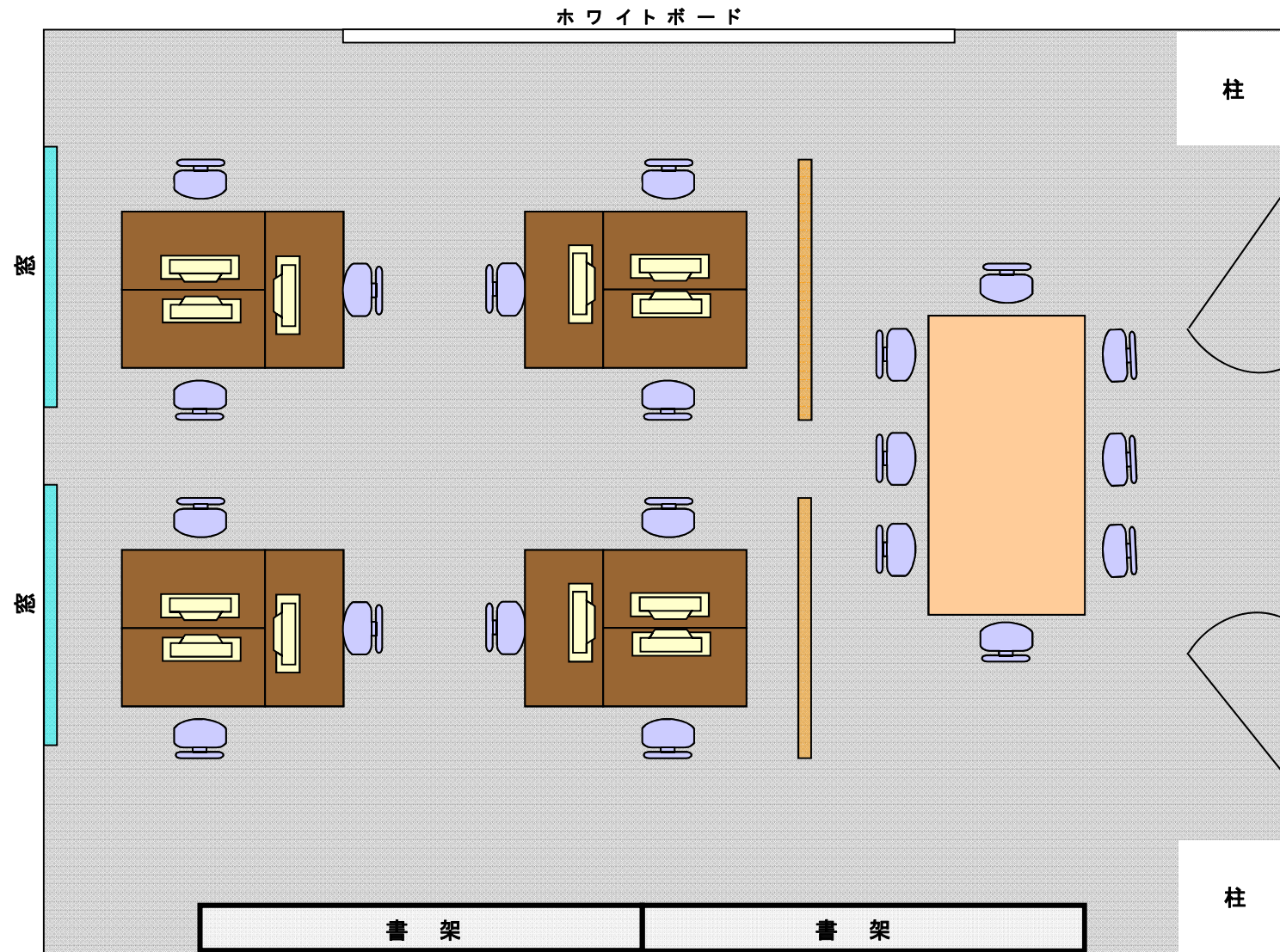
資料 10.2 磐上館 2 F 配置図

資料 10.3 磐上館 3 F 配置図

2 (説明)

「同志社大学大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻課程変更の趣旨及び課程変更を必要とする理由」14～15 ページに記述した、当該研究科が使用する教育研究棟「磐上館」における研究室・実験室等の配置及び面積についての資料として、磐上館各階（1階から3階）平面図に、新たに整備するスポーツ健康科学研究科専用施設、既存のスポーツ健康科学研究科専用施設、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科共用施設を色分けにより区分して示した。

〔資料11〕 大学院生共同研究室(49.8㎡) 室内見取図





整備している図書及び学術雑誌

表 12.1. 整備している図書

和 書	19,961 冊
洋 書	5,547 冊
合 計	25,508 冊

表 12.2. 整備している学術雑誌 (冊子体)

	タイトル
和 雑 誌	大学体育
	からだの科学
	呼吸と循環
	公衆衛生
	教育と医学
	日本衛生学雑誌
	日本生理学雑誌
	レジャー・レクリエーション研究
	陸上競技研究
	臨床スポーツ医学
	労働科学
	労働の科学
	生体医工学
	生体の科学
	心身医学
	体育学研究
	体育科教育
体育の科学	
トレーニング・ジャーナル	
洋 雑 誌	American Journal of Psychology
	Bulletin
	Circulation Journal
	Education physique et Sport
	Environmental health and preventive medicine
	International Journal of Sport Psychology
	International Journal of Sport and Health Science
	Journal of American Medical Association (JAMA)
	Journal of Applied Physiology
	Journal of Human Movement Studies

洋 雑 誌	Journal of Sports Medicine & Physical Fitness
	Leichtathletik
	Leichtathletiktraining
	Leistungssport
	Motorik
	Physiological Reviews
	Public Health Reports
	Sportpaedagogik
	Sportunterricht
	Sportwissenschaft

以上、和雑誌19タイトルと洋雑誌20タイトル、合計39タイトルを整備。一方、表12.3で示すとおり電子ジャーナルの整備は充実しており、スポーツ生理学、スポーツ生化学、スポーツ医学、バイオメカニクス、公衆衛生学、社会学などの領域をはじめとする本研究科の学問領域にあるほとんどの学術雑誌にアクセスし、閲覧することが可能である。

表12.3. 整備している電子ジャーナル

同志社大学が加盟する私立大学図書館コンソーシアム(PULC)による契約(14版元)、およびPULC対象外のSCOPUS(引用文献データベース)と360LINK(電子ジャーナルポータル)の契約を行っており、以下の版元のタイトルを網羅している。

また、スポーツ健康科学部において、SPORTDiscus with Full Text(データベース)を契約しており、スポーツ学と運動学関連分野に関して、520タイトルを網羅している。

PULC 契約にて利用可能な版元
Wiley-Blackwell
Elsevier
Springer
Oxford University Press
Cambridge University Press
American Chemical Society
IEL
The Royal Society of Chemistry
SAGE
Taylor & Francis
JSTOR
Science Online
Palgrave Macmillan
電子情報通信学会

電子ジャーナルにより閲覧可能な主な学術雑誌

版元	本研究科の研究領域に関連する主な学術雑誌
Wiley-Blackwell	Acta Physiologica Experimental Physiology Journal of Animal Physiology and Animal Nutrition The Journal of Cardiovascular Electrophysiology The Journal of Physiology Scandinavian Journal of Medicine & Science in Sports Journal of Cellular Biochemistry FEBS Journal 他多数
Elsevier	Archives of Biochemistry and Biophysics BBA - Biochimica et Biophysica Acta Biochemical and Biophysical Research Communications Cell Comparative Biochemistry and Physiology European Management Journal FEBS Letters Journal of Business Research Journal of Economics and Business Life Sciences Metabolism Social Science Research The Lancet The Social Science Journal 他多数
Springer	Diabetologia · Clinical and Experimental Diabetes and Metabolism European Journal of Applied Physiology Journal of Comparative Physiology Pflügers Archiv - European Journal of Physiology Cell and Tissue Biology Cell and Tissue Research 他多数
Oxford University Press	<u>The Journal of Biochemistry</u> <u>Brain</u> <u>Cardiovascular Research</u> <u>The European Journal of Public Health</u> <u>Journal of Gerontology</u> <u>Social Science Japan Journal</u> 他多数
Cambridge University Press	Nutrition Research Reviews Comparative Exercise Physiology Proceedings of the Nutrition Society British Journal of Nutrition Behavioral and Brain Sciences 他多数

以上

## スポーツ健康科学研究科委員会規程

2010年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この規程は、大学院学則第32条第4項に基づき、スポーツ健康科学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

### (組織)

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する(以下「構成員」という)。

(1) スポーツ健康科学研究科の専任の教授、准教授及び講師

(2) スポーツ健康科学研究科の特別客員教授

2 研究科委員会が必要と認めたときは、スポーツ健康科学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教を研究科委員会に出席させることができる。

### (任期付教員)

第3条 スポーツ健康科学研究科の任期付教員たる教授、准教授及び講師は、研究科委員会に出席し、意見を述べることができる。

### (審議事項)

第4条 研究科委員会は、スポーツ健康科学研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 教育研究に関する事項

(2) 授業及び研究指導に関する事項

(3) 教員の人事に関する事項

(4) 学位論文審査に関する事項

(5) 学則、研究科諸規程に関する事項

(6) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項

(7) 学生の懲戒に関する事項

(8) その他研究科委員会が必要と認める事項

### (研究科長)

第5条 大学院学則第33条に基づき、スポーツ健康科学研究科長は、スポーツ健康科学部長が兼務する。

2 研究科長に支障のあるときは、大学院専攻教務主任が、その職務を代行する。

### (開催)

第6条 研究科委員会は研究科長が招集し、議長となる。

2 構成員の5分の1以上の者から議題及びその理由を示して研究科委員会の開催の請求があったときは、研究科長はすみやかに研究科委員会を招集しなければならない。

### (定足数及び議事)

第7条 研究科委員会は出席可能教員(構成員から在外研究者、国内研究者、休職者を除く。以下同じ)の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって議決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、教員の人件、修士課程の修了判定の審議には、出席可能教員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、研究科委員会において決定する。

### 附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科自己点検・評価委員会規程

2009年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、同志社大学自己点検・評価規程第6条に基づき、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科における教育研究活動等の自己点検・評価に関する事項を定める。

(任務)

第2条 スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 第9条に定める項目について、自己点検及び評価を行う。
- (2) 4年ごとに、「自己点検・評価報告書」を作成し、公表する。
- (3) 前項報告書作成の基礎資料とするため、年度ごとに活動実績の報告を各教員に求める。
- (4) 前項報告内容は、対外的に公表された研究成果、学会における活動状況、公共機関における社会的な活動状況等とする。
- (5) スポーツ健康科学部長・スポーツ健康科学研究科長(以下「学部長」という。)の指示に従い、認証評価機関による認証評価を受けるために必要な作業を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、学部長、教務主任、教務〔国際〕主任、教務〔入学〕主任、学生主任、研究主任、大学院専攻教務主任と学部長が任命するスポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科専任教員若干名をもって構成する。

2 学部長は、同志社社員以外の者から特別委員を任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、学部長がこれにあたる。
- 3 委員長は、副委員長を任命する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(特別委員の任務)

第5条 特別委員は、委員会の諸活動について、委員会と情報を共有する。

- 2 特別委員は、委員会に出席し、委員会の諸活動について説明を求め、意見を述べる。
- 3 特別委員は、講義を参観するなど、自己点検・評価のために必要な調査を行うことができる。

(スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科各種委員会との関係)

第6条 委員長は、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科に設置されている各種委員会に対して、必要に応じて報告を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 学部長が任命する委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 特別委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じたときは、補充するものとする。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じて随時開催する。

3 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(自己点検・評価項目)

第9条 委員会が行う自己点検・評価の項目は以下のとおりとする。

(1) 理念・目的に関する事項

(2) 教育活動に関する事項

(3) 研究活動に関する事項

(4) 学生生活に関する事項

(5) 学術情報に関する事項

(6) 大学間連携・国際交流に関する事項

(7) 施設・設備に関する事項

(8) 社会との連携に関する事項

(9) 管理運営に関する事項

(10) 情報公開及び説明責任に関する事項

(11) その他この委員会が必要と認める事項

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第11条 委員会の事務は、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科事務室が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、スポーツ健康科学部教授会が行う。

附 則

1 この規程は、2010年4月1日から施行する。

スポーツ健康科学研究科FD委員会規程

2010年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、大学院設置基準第14条の3及び同志社大学大学院学則第33条の2の趣旨に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という）を組織的に推進するため、スポーツ健康科学研究科FD委員会（以下「委員会」という）の目的、役割、組織等について定める。

（目的）

第2条 委員会は、FD活動（大学の理念・目標及び教育内容・方法についての組織的な研究・研修）の推進及び円滑な実施を図ることを目的とする。

（役割）

第3条 委員会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） FD活動の基本方針の策定に関する事項
- （2） 教員の教授方法の開発及び改善に関する事項
- （3） 学生による授業評価についての企画、立案、実施、結果の分析等及びそのフィードバックに関する事項
- （4） FDに係る研修会及び講習会の開催に関する事項
- （5） FD活動に関する情報収集及び提供
- （6） その他FDに関する事項で委員会が必要と認めた事項

（組織）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1） 研究科長
- （2） 本研究科の専任教員14名
- 2 委員長は、研究科長があたる。

（委員の任期）

第5条 研究科長が任命する委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、補充するものとする。補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第6条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じ、随時開催する。
- 3 委員会はスポーツ健康科学部FD委員会と合同で開催することができる。

（雑則）

第7条 本規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会において定める。

（事務）

第8条 委員会の事務は、スポーツ健康科学部・スポーツ健康科学研究科事務室が行う。

（改廃）

第9条 本規程の改廃は、スポーツ健康科学研究科委員会において決定する。

附 則

- 1 本規程は、2010年4月1日から施行する。